

第69回通常総会議案書

日 時 2022年6月28日（火）
15：30～17：00

場 所 大分市中央町4丁目2番5号
ソレイユ 7階「アイリス」

大分県生活協同組合連合会

第69回通常総会議事次第

1. 開会の辞
2. 資格審査及び成立宣言
3. 議長選出・挨拶
4. 総会役員選出
 - ・ 議事運営委員
 - ・ 議事録署名人
 - ・ 書記任命
5. 県連会長理事挨拶
6. 来賓挨拶・祝辞祝電披露
7. 議案審議
 - ・ 第1号議案 2021年度活動報告及び決算報告承認の件
 - ・ 第2号議案 2021年度監査報告承認の件
 - ・ 第3号議案 2021年度剰余金処分（案）承認の件
 - ・ 第4号議案 2022年度活動方針案並びに予算案決定の件
 - ・ 第5号議案 役員報酬決定の件
 - ・ 第6号議案 役員選任の件
 - ・ 第7号議案 役員退任慰労金の件
 - ・ 第8号議案 議案決議効力発生の件
8. 閉会の辞

本総会に第1号議案から第8号議案まで提出します。

2022年6月28日

会長理事	青木博範	(生活協同組合コープおおいた)
専務理事	河原伸明	(員外)
理事	後藤哲也	(日田市民生活協同組合)
理事	日隈健一	(グリーンコープ生活協同組合おおいた)
理事	高瀬宏一	(大分県学校生活協同組合)
理事	三重野修次	(大分県高等学校生活協同組合)
理事	磯崎修治	(大分大学生生活協同組合)
理事	政丸佐智夫	(大分県職員消費生活協同組合)
理事	首藤俊一	(自治労大分県本部信用販売生活協同組合)
理事	和泉吉信	(大分県労働者総合生活協同組合)
理事	塩月裕市	(大分県勤労者医療生活協同組合)
理事	田辺修	(大分県医療生活協同組合)
理事	辛島サツキ	(大分県福祉生活協同組合)

2021 年度活動報告及び決算報告承認の件

はじめに

- ① 国連は2015年9月に「持続可能な開発目標17（SDGs）」を採択し、日本生協連も2018年通常総会で「コープSDGs行動宣言」を特別決議し、県生協連も全国の生協と一緒に、7つの目標「持続可能な都市づくり」「つくる責任、つかう責任」「健康・福祉」「貧困をなくそう」「平和」「エネルギー・気候変動」「ジェンダー（平等）」に取り組んでいます。
- ② 気候変動が大きく影響し、台風、豪雨、地震の規模も頻度も増え続け、大規模な災害は毎年発生していますが、日本生協連及び会員生協では募金活動や現地支援等に取り組んでいます。
- ③ 2020年2月以降全世界に拡大した新型コロナウイルス感染症は、2021年度は「変異株」が急増し、ワクチンの接種は進んだものの、10歳以下の感染が増えており、「蔓延防止措置」は解消されたものの、健康面や経済面でも厳しい状況が続いています。
- ④ 2022年2月下旬、突然、ロシア軍がウクライナに進行し、戦闘状態が継続しており、ロシアに対する経済制裁の影響等により、原油や小麦の価格が高騰し、小麦製品やガソリン価格の高騰が、コロナ禍における収入の減少に追い打ちをかけ、私たちの暮らしを取り巻く環境はますます厳しくなっています。

このような状況の中、県生協連は第68回通常総会で決定された活動方針について取り組んできました。

I 会員生協の活動を支援し、交流・連帯を促進する活動

1. 会員生協の経営状況の把握や情報の共有化、情報の伝達と会員生協間の交流

（1）会員生協の経営状況の把握や情報の共有化

県生協連理事会で毎回、会員生協の組合員数や出資高、事業高や経営状況、活動の経過や計画の報告を行い、会員生協の事業や活動、財政状況の情報を共有化しました。

（2）機関誌の発行と情報の伝達

県生協連の機関誌は、会員生協から編集委員を選出し、県連の活動や会員生協の活動について、「県連だより」を年2回、「おおいたの生協」を年1回発行しました。会員生協をはじめ、国会議員、県内の市町村長、県議会議員、各政党、県政記者室、県行政、日生協、各県連に幅広く配布しています。

(3) 第32回スポーツ交流会の開催

- ① 会員生協間の交流を深めることを目的にスポーツ交流会を毎年開催しており、2017年度よりそれまでのミニバレーボール大会から、誰でも参加できる競技としてボウリング大会に変更し、参加者や会員生協から好評をいただいています。

2021年度もボウリング大会を継続しましたが、新型コロナウイルスの感染予防措置を講じるとともに、参加規模を縮小（1レーン2人制）することとし、2021年11月20日(土)に大分市明野OBSボウルで開催、11会員生協から50名が参加しました。

- ② 全員に飲物と参加賞を配布し、河原県連専務理事の開会あいさつ、始球式の後、競技を開始し、一人2ゲーム合計点の個人戦で行い、県医療生協の吉光友一郎さんが初優勝を飾り、2位は日田市民生協の戸澤みち子さん、3位はコープおおいたの藤井涼さん、4位はコープおおいたの朝倉国雄さん、5位は学校生協の河野弘一さん、10位以下は5飛び賞とブービー賞、特別賞（32位）で15人が入賞しました。

- ③ 表彰式は、昨年に続き新型コロナウイルス感染症対策のため各会員生協の代表者とし、司会の萩原組織委員（県連監事）より入賞者が発表され、賞品は代表者に渡されました。

例年の歓声がなく盛り上がりには欠けましたが、参加者からは「コロナ禍の中、楽しく交流させてもらいました、来年も是非開催してほしい」との声をいただきました。

2. 会員生協に役立つ研修会等の開催

(1) 第27回大分県生協大会（会員生協役職員研修会）の開催

- ① 生協運動の発展と会員相互の交流を深めるため、毎年、大分県生協大会を開催していますが、今年から会員生協役職員研修会を兼ねて開催することとしました。

当初は2021年10月に予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を考慮して延期し、2022年2月25日(金)に福島県コープふくしまの穴戸氏より「ALPS処理水海洋放出の問題と今後の対応」を講演いただくこととしました。

- ② しかし、2022年1月より全国的に感染者が急増し、大分県も「蔓延防止措置」を適用したため、やむなく中止することとしました。

(2) 会員生協監事研修会の開催

- ① 会員生協の監事研修会は、監事の正確な知識の習得等を目的に、2014年度から2019年度まで毎年、計6回開催してきました。
- ② 2021年度以降は2年に1回の開催に変更し、10月14日(木)に開催を予定しましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を考慮し中止しました。

(3) 部会の開催

県生協連には、地域生協部会（3生協）、職域生協部会（6生協）、医療・福祉部会（3生協）があり、2021年度はすべての部会で開催できませんでした。

Ⅱ 食の安全・安心、消費者問題の取り組みや環境、福祉、平和活動などを通じて、生活の安全・安心に貢献する活動

1. 食品の安全・安心の定着と普及の促進

- ① 全国各地で食品の安全性や安心への関心が高まる一方、偽装表示なども後を絶たず、多くの組合員に食への不安が拡大しています。

食品の安全・安心の活動は主に会員生協で取り組まれており、「食品の安全・安心・品質管理」を原点に、生産者交流、産地視察、体験農場、地産地消運動、生命を育む食べもの運動が行われています。

- ② 県生協連は、会員生協と連携し食品の安全・安心の定着と普及に努めるとともに、大分県や市、九州農政局等の各種審議会や協議会に参加し、食の安全・安心を目指す立場から意見を反映する活動を行ってきました。

2. 消費者問題の取り組み

(1) 大分県消費生活審議会への参画

県生協連は、大分県消費生活審議会に青木会長理事が委員として参画し、消費者代表として消費者行政への意見反映を図るとともに、消費者教育部会では消費者教育推進法での積極的な取り組みを提案してきました。

(2) 大分県消費者行政への要望

2021年10月4日(月)に「令和4年度大分県予算編成並びに行政執行に関する要望書」を提出し、その中で「消費者行政の充実・強化」を要望し、消費者庁からの地方消費者行政強化交付金の拡充、消費生活相談員の処遇改善と資格取得講習会の拡充、若年層への消費者教育の推進等について意見を出しました。

(3) 大分県消費者問題ネットワークとの連携

県生協連は、適格消費者団体としての役割を果たしている特定非営利活動法人「大分県消費者問題ネットワーク」の最大の加盟組織として、その活動である消費者被害の未然防止や拡大防止、救済活動について、弁護士や消費生活相談員と協力してその任務を遂行してきました。

(4) 大分県消費者団体連絡協議会の活動

- ① 県生協連は、大分県消費者団体連絡協議会（以下消団連）の事務局長を担当して中心的な役割を果たしてきました。消団連の構成団体は以下の通りです。

大分県生活学校運動推進協議会	大分県漁業協同組合女性部
大分県地域婦人団体連合会	大分県消費者問題ネットワーク
大分県母子寡婦福祉連合会	大分県生活協同組合連合会
J A 大分県女性組織協議会	大分県消費生活・男女共同参画プラザ

- ② 消団連は、毎年、5月に「消費者月間の街頭キャンペーン」、1月に消費者問題を考える「地域消費者フォーラム」や、2月に事業者と消費者の意見交換会を実施していますが、2021年度も新型コロナウイルス感染症の予防を考慮し中止しました。

3. 環境・福祉活動の推進

(1) 環境問題の取り組み

- ① 地球温暖化をはじめとする今日の環境問題に対しては、行政・事業者そして一人ひとりが環境負荷を減らす等、環境に配慮した行動が求められています。
- ② 会員生協において、環境活動として、牛乳パック、カタログ、タマゴパック、プラスチックトレイ、ペットボトルキャップ、集品袋、廃油等の回収、CO₂を削減するための取り組みとして「家庭の省エネ節電セミナー」や「エコドライブセミナー」、「グリーンカーテンコンテスト」を開催しました。また、商品の良さや特徴を学ぶ「環境配慮商品（洗剤）学習会」の開催や、「我が家の電力量調査」を実施し「削減の見える化」の取り組み、環境を知り学ぶ「水生生物観察会」を実施するとともに、地域貢献活動として事業所の近隣や海岸の清掃、レジ袋削減運動等に取り組んでいます。
- ③ 県生協連は、「地球温暖化対策おおいた市民会議」に河原専務理事が参画し、家庭や事業所での節電等の活動に取り組みしました。

(2) 福祉活動の取り組み

- ① 大分県の高齢化率は30%を超えて全国的に見ても高く、医療・福祉は大きな課題です。介護保険制度ができて老後の不安は解消されずむしろ広がっています。
- 福祉サービスの利用は増加傾向にありますが、介護の現場からは、県民の制度への理解不足や負担増による低所得者層の利用控え、制度を支えるケアマネージャー、ホームヘルパーの処遇面など様々な課題が指摘されており、介護職員の不足は深刻となっています。
- ② 会員生協では、ホームヘルパー養成講座や暮らしの助け合い活動、ワーカーズ活動、子育て支援活動、自立と介護のための用品カタログの普及、認知症サポート養成講座の開催などの取り組みを行っています。
- ③ 医療・福祉生協では、訪問介護やデイケア、在宅総合センター等多くの介護サービスに取り組んでいます。また、医療現場や介護現場では、院内感染を発生させないための取り組みをしています。

4. 平和活動の取り組み

県生協連は、毎年、「戦争の悲惨さを後世に伝え、戦争遺跡から学ぼう」をテーマに独自の平和活動（親子で考える平和のつどい、県内戦跡巡り）に取り組むとともに、平和の尊さや戦争や核兵器のない社会の実現を目指して、日生協が主催する「ピースアクション in ナガサキ」に参加してきましたが、2021年度も新型コロナウイルス感染症の予防を考慮し中止しました。

Ⅲ 行政や他団体との連携を強め、生協の社会的役割を発揮する活動

1. 県行政との連携強化の取り組み

大分県行政との連携は、生協の窓口である生活環境部県民生活・男女共同参画課と、日常的な意見交換・情報交換・事業活動に係る調査など共に協力体制のもと連携を強めました。

(1) 県行政への要望書提出と意見交換

- ① 2021年10月4日(月)に県生活環境部長室で磯田部長他4名に対し、県生協連より青木会長理事を含む6名が参加して「令和4年度大分県予算編成並びに行政執行に関する要望書」を提出し、2022年1月6日に回答書を受けました。

本年度は、①新型コロナウイルス感染症及び被害に対する支援、②消費者行政の充実・強化、③食の安全・安心、食品ロス削減の推進、④生活協同組合の育成と・強化、⑤大規模災害等の被災者支援と復興・再生及び対策、⑥生活困窮者支援・子育て支援・医療費助成制度の拡充、についての8項目を要望しました。

- ② これらの回答の詳細な内容や行政と生協との相互理解を深める意見交換の場として、2022年1月27日(木)に県の担当課長、課長補佐、担当職員が出席し、県生協連役員と県行政の懇談会を開催しました。

(2) 県委託の詐欺・悪質商法被害防止啓発事業

本年度も引き続き、県より詐欺・悪質商法被害防止の啓発事業を受託し、啓発チラシ10万枚を作成し、2021年11月～12月に、各会員生協の協力の下、店舗、共同購入や個配、訪問診療や介護等サービスを通して、多くの方々へチラシの配布を行いました。

2. 県議会議員との懇談会の開催

大分県議会議員との連携強化のため、毎年開催している「県議会各会派議員との懇談会」は昨年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により中止となり、今年度は2021年9月15日(水)に予定しましたが、新型コロナウイルス感染症の予防を考慮し中止しました。

3. 大分県労働者福祉協議会との連携

大分県労働者福祉協議会の理事に河原専務理事を選出し、福祉活動に参画しながら県内の労働団体等と幅広く連携を強めてきました。

大分県労働者福祉協議会の構成団体は以下の通りです。

1号会員	連 合 大 分	
2号会員	九州労働金庫大分県本部	全労済大分県本部
	大分県生活協同組合連合会	大分県労働者総合生協
	大分県勤労者医療生協	大分県労働福祉会館
	やすらぎ霊園	大分コープ商事
	大分県消費者問題ネットワーク	
3号会員	連合大分加盟の21労働団体	
4号会員	一般社団法人 夢未来舎	さわやか佐伯
5号会員	大分県分退連	
	県内の8地区労福協	

4. 協同組合間の連携

(1) 経過

2016年11月にユネスコは無形文化遺産に登録し、協同組合の存在意義が世界中で認識されました。このような中、国内各地での協同組合連携の取り組みに呼応し、2017年8月1日、県下10団体が結集し大分県協同組合間連携推進大会を開催し、大分県協同組合協議会の活動の再開を決定しました。

県生協連は、協議会を運営する委員会の副会長に青木会長理事、事務局会議に専務理事を選出しました。大分県協同組合協議会の構成団体は以下の通りです。

J A全農おおい	大分県生活協同組合連合会
J A大分中央会	大分県漁業協同組合
J A大分信連	大分県酪農業協同組合
J A共済連大分	大分県椎茸農業協同組合
J A大分厚生連	大分県森林組合連合会

(2) 2021年度の取り組み

2021年度は、2021年6月28日に事務局会議を開催し、7月13日に委員会で活動計画を決定、7月29日に日本協同組合協議会主催の九州・沖縄地区情報交換会がオンラインで開催、8県連から21名、大分は河原専務が参加しました。

10月7日には第2回事務局会議を開催し、新型コロナウイルス感染症の予防を考慮し集合研修会は中止しましたが、11月11日に地域貢献活動として大分市の神崎海水浴場での清掃活動を実施し、10団体22名、県連から河原専務と関谷職員が参加しました。

昨年に続き、県民に対する協同組合への理解促進や役職員への協同意識啓発に活用するため1月に「地域貢献活動に係るポスター」を作成し、各協同組合に配布するとともに、ポスターの内容をJR大分駅構内のストリートビジョンに2021年3月末まで掲載しました。

Ⅳ 東日本大震災や地震や水害の被災者・避難者支援を強化する活動

1. 東日本大震災・東京電力福島第一原発事故の被災者・避難者支援の取り組み

① 東日本大震災・福島第一原発事故から10年が経過しましたが、日本生協連は、買って支える～被災地の産品を利用し産業復興を支援、ボランティア活動を支える～つながりをつくるために、被災地の今を知り伝える～忘れない取り組みを続ける、社会的制度の充実を目指して暮らしの声を届ける～生活再建支援のための制度運用の強化、を活動として会員生協を中心に取り組んできました。

② 県生協連加盟の各会員生協は、福島県産品の購買運動や子どもたちの招待活動、福島応援視察など様々な取り組みを行ってきました。

県生協連は、福島県新地町の復興のため植樹を寄付し、2019年4月6日に役員が現地に出向き、大分県花の「豊後梅」と大分市花「山茶花」を植樹し、10月26日の防災緑地公園の開園式に代表が出席する予定でしたが、台風の影響で開園式は中止となりました。

③ 2020年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により様々な支援の取り組みはできませんでしたが、2021年2月13日に発生した福島県沖地震の被害を受けた新地町に対して県生協連より20万円の災害見舞金を贈りました。

2021年度は、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により様々な支援の取り組みはできませんでしたが、2022年3月11日～13日にかけて、県生協連役職員視察研修を実施し、7名が福島県新地町を訪問、防災緑地公園や震災遺構である請戸小学校、東日本大震災・原子力災害伝承館等を視察しました。2022年3月16日に発生した福島県沖地震は停電や断水の被害はありましたが、津波はなく、死者もほとんどありませんでした。県生協連は被害を受けた新地町に対し10万円の災害見舞金を贈りました。

2. 地震や水害の被災者・避難者支援の取り組み

① 2021年度も大雨による被害が発生しました。2021年8月11日から九州南部で始まった大雨は、九州全域、中四国など全国各地で大きな被害を及ぼしました。

大分県内では日田市天瀬町等で大きな被害を受け、県生協連加盟の各会員生協は、被災地への物資の供給や募金活動、ボランティア活動等に取り組みました。

② 2022年1月22日午前1時頃、日向灘沖を震源とする地震が発生し、大分県・宮崎県で震度5強を計測し、津波の被害はなかったものの大きな被害を受けました。各会員生協の被害状況は、コープおおいたやグリーンコープで店舗の棚からビン類が落ちた被害はありましたが、その他の生協での被害は確認されませんでした。組合員の被害状況は、高層階に居住していた組合員宅では棚や家具類の被害が出ました。

V 会員生協の活動

【地域生協の活動】

生活協同組合コープおおいた

1. 事業の概要

宅配事業は予算比 102.5%、店舗事業は予算比 94.9%、年間の供給高は 190 億円で終了しました。

- ① 宅配事業では、2020 年度よりさらに伸長した 2 年目となり、減退することなく前年を超える実績を残しました。しかし、仲間づくりや法人配達に関わる営業活動は感染状況を見ながら自粛と再開を繰り返し、思うような活動ができない 1 年でした。また、株式会社テレビ大分（TOS）との取り組みである「はじめてばこ」は 3 年目を迎え、大きな成果を継続して残しています。年間出生数は減少しているものの、再訪問率や成約率で高い実績を残し、全国的にも注目される取り組みが実施できています。
- ② 店舗事業では、コロナ禍に慣れた生活の中での事業活動になりましたが、前年度後半から減退傾向に歯止めをかけることができず、前年実績を大きく割り込んだ結果となりました。要因としては、来店組合員数と来店頻度の両方が減っており、非常に厳しい内容となっています。また、利用金額も前年を割ってきているため、まずはいずれかの回復が必須となります。昨年度コープ事業連合で導入した総菜加工センターや発注支援システム等の有効性を生かし切れていない面もあり、投資した仕組みを最大限に活用することも、今後の支持につなげていきます。
- ③ 移動店舗販売事業は今年度も増車せず、1 台当たりの平均利用高を高めることに注力しました。お買い物サポートカーは増車したものの、定員を埋めることができないままとなっており、さらにコースと乗車の稼働効率を引き上げていく必要があります。
- ④ 福祉事業では、今年度も引き続いてコロナ禍の利用敬遠を受け、なかなか元通りに安定した利用につながっていません。また、第 8 期大分市介護保険事業の公募で小規模多機能事業所の認可を受けました。当面は市との事前協議を十分実施し、施工に向けた準備を進めていきます。
- ⑤ 共済事業では、今年度も活動自粛の中での新規契約の獲得に苦戦する結果となりました。しかし、「はじめてばこ」お届け後の加入率は比較的高い実績を残しており、今後も強化していきます。加入サポートチームの活動では、より親身な提案力を発揮し、十分な成果につながっています。

2. 組合員活動

昨年同様、ほぼ全ての活動は自粛となりました。緩和の時期があったものの、再流行で結局自由な活動ができずに終わりました。昨年から始めたオンライン企画は多くの成果を残し、県内どこからでも参加できる、ある意味必要な組合員活動の一つになってきました。

3. 地域・社会貢献

滞っていた行政との包括連携協定の締結も再び動き始め、未締結の市町村が少なくなってきました。今後は、協定項目に添って多くの事例を作っていくことが重要になるため、強いパートナーシップを形成していきます。

4. 福島復興支援

震災 11 年目の活動も節目の 10 年目同様、ほぼ中断されたままとなりました。特に、交流支援は、往来ができないことから、ふくしま応援プロジェクトや被災地視察研修も未実施となりました。買い支え支援では、ふくしま物産展のような大きな企画こそできないものの、宅配での企画や果物、日本酒の販売活動等でわずかながら貢献することができています。

5. 運動課題

「ALPS 処理水海洋放出問題」に関する学習会を 3 回シリーズで開催しました。主旨に賛同し、組織内の学習機会として組み立てたものの、対外的に発信する機会に恵まれ、全国各地の生協の役職員が参加する大きな取り組みとなりました。平和のつどいは、2 年連続中止となっています。新しい取り組みを計画していましたが、未実施となりました。その代替企画も提起できないままとなっており、世代に語りつなげる主旨を実行できていないままとなっています。

日田市民生活協同組合

1. 2021 年度は、日田市民生協の創業理念である「相互扶助・助け合いの精神と自立」により組合員と共に幸せな日々を送ることを事業活動の中心に据え、1. 地域にあつて組合員に必要とされる店舗・部門・商品。2. 特販・買物支援事業を通して、組合員・地域への貢献。3. 共済事業を通じて組合員の困った時のお役立ち。以上 3 つの目標を事業達成項目として決めました。
2. 事業目標達成のため、私たちは年度スローガンを『一寸先は光』として、あらゆる問題解決に共通するであろう①身の回りのすべての課題を他人事とせず自分が当事者と自覚すること。②人を思いやること。③結末を想像すること。そして何よりも大切なことは、④行動に移すこと。を行動・実践の指針として組合員、職員、役員が一体となって取り組んでまいりました。
3. ここ数年の厳しい事業実績の中で特に 2019 年度は近隣の競合店進出により大きな事業赤字となりました。そこにコロナ禍の 2020 年度は職員の再配置や部門の効率的な再編により何とか黒字転換となりました。
4. そんな中での 2021 年度でしたが、結果 2019 年度ほどの赤字ではないものの、赤字決算となり、今後の事業継続の判断も考えねばならない非常に厳しい経営状況となっております。

組合員活動は、コロナ禍にあつてこの間継続的に取り組んできている平和・商品・環境・健康・エネルギーに対する多くの活動が中止を余儀なくされましたが、コロナの感染状況に配慮しつつスポーツ活動においては徐々に活動を再開できるまでになりました。

- 一、2020 年度からの新型コロナウイルスの出現で、会議や学習会などではオンラインが日常化しましたが、グリーンコープ活動の原点である「出会う、交流して、話し合っ、助け合う」を大切に、各委員会とも楽しく有意義に活動することができました。しかしそのような日常と、度重なる災害や希薄な人間関係で、生きづらさを感じている人が増えていることは表裏一体です。これまで地域の支え合いの中で解決していた課題が浮き彫りになっています。今こそ私たちは、「第二次夢ヲかたちに！」を実現化し、地域福祉を多様に着実に進めていきたいと考えます。
- 二、2021 年度秋のつどいは、新型コロナウイルス感染状況が落ち着かず地域によっても差があることから、主体となる地区運営委員会でしっかり検討し、それぞれの判断で知恵を絞って開催するとしました。テーマは、コロナ禍において体を芯から強くする「いのちを育む食べもの」運動とし、具体的には、商品一つひとつに素晴らしい物語がある「民衆交易」について語り、その商品の利用普及に取り組みました。開催会場数は 47 で、2020 年度より 6 会場減りましたが、参加した地域組合員は 342 人で、65 人も増えました。主催者の延べ人数と員外の参加数を合わせると、645 人もが同じ目的に集いました。

また、組合員が行う「表人の確かさを確認する活動」をたくさんのメーカーに、協力いただき実施することができました。メーカーの担当者や製造されている方との信頼関係を結び、組合員に自信をもってお薦めできる商品であることを再認識しました。

実施後の利用普及では、大きな成果につながり達成感を得ました。
- 三、グリーンコープの「いのち」を育む食べもの運動をさらに進化させていくために、オールグリーンコープで、2020 年度 42 万人の組合員を対象に取り組んだアンケート結果をもとに、「これからも変わりなく安心・安全を追求した商品を提供して下さるよう」と理事会でお手紙を作成し大分県のメーカーと生産者にお届けしました。

また、組合員とメーカー・生産者が交流するグリーングリーン交流会を、グリーンクラブ大分支部会のメンバーとオンラインで開催しました。これまで築いてきた信頼関係が途切れることなく続くように、委員・理事、ワーカーズや職員、地域福祉理事会メンバーにも声かけして取り組みました。
- 四、グリーンコープ運動を進め学習していく中で、海がプラスチックや化学物質で汚染され、海に住む生き物たちに深刻な影響を与えていることや、食物連鎖で、人間の体の中にも取り込まれている可能性があることを知りました。「プラスチックの海」のオンライン上映会を開催し、大分の海の現状を「つながる海 みんなの自然」(7 分のダイジェスト版)で分かりやすく伝えました。また、プラスチックを減らす工夫の数々をセンター運営委員会の代表が、グリーンコープの S D G s の取り組みを平和・環境委員会が報告することで、活動組合員の思いをしっかりと地域に向かってアピールできました。みどりの地球をみどりのままで子どもたちにわたせるよう、私たちのグリーンコープ運動を伝えることができた有意義な企画となりました。
- 五、今、住んでいる街が誰にとっても住みたい街にしていくために、地域密着型の福祉を推進

しました。社会のひずみにおかれ、朝食を摂ることも困難な子どもたちのために、グリーンコープ全体でこども基金を立ち上げました。グリーンコープおおいたでは、県と学校、地域のボランティアグループと連携し、子どもたちの気持ちに寄り添いながら、2021年度は県内6校で朝食支援を開始しました。この朝食支援により子どもたちの置かれている環境の改善と、何より子どもたちの笑顔と健やかな未来を創ることにつながっています。

- 六、グリーンコープ生活協同組合おおいたが設立して間もなくの1992年、グリーンコープや地域がどうあって欲しいのかを「夢ヲかたちに」（中期計画基本構想案）としてまとめました。

その実現のため、グリーンコープ福祉連帯基金を設立し、福祉活動組合員基金が生まれ、ワーカーズも生まれました。さらに、社会福祉法人グリーンコープも誕生し、グリーンコープは「福祉の生協」と言われるようになってきました。

そして2021年度、「第二次夢ヲかたちに！」が発議され、検討する場を「夢ヲかたちに理事会」として検討が開始されました。地域で暮らす組合員の夢を様々な立場からあげてもらい、それぞれから寄せられた夢を、自分たちで叶えられるよう検討を進めることを確認しました。いろいろな夢は繋がっていて、ひとつ「かたち」になれば次々に叶えられるように思います。みんなで汗をかいただけ、かたちになった時の喜びは大きいはずです。高い壁をみんなで乗り越えられるよう、新しい出会いを財産にしてワクワクする気持ちをパワーにしていきます。

【職域生協の活動】

大分県学校生活協同組合

2021年度は第19次中期3ヶ年計画（2019～2021年度）の最終年でした。

1. 組織活動（新採用加入者）

全職員で加入促進に取り組みましたが、新型コロナウイルス感染拡大と学校現場の多忙化により思うように学校訪問ができず、2021年度新採用の加入者は265人（加入率67.9%）に止まりました。

2. 供給活動

前年度、コロナ禍による「巣ごもり需要」で飛躍的に伸びた共同購入や宅配企画は、今年度は減少し、反対に学校訪問型の指定店、代行販売、保険事業は回復傾向が見られました。

尚、年3回の強化月間でのトライキャンペーンと年間を通じての高利用率キャンペーンは組合員に好評をいただいています。

3. 組合員活動

新型コロナウイルス感染拡大防止のため予定していた組合員活動は縮小開催又は中止としました。

4. 災害支援

秋の生協強化月間でのカンパ活動と被災地の商品利用での支援を行いました。

5. ライフプランセミナー

学校生協・高校生協・教職員共済生協の共催による「退職を見通したライフプランセミナー」を開催（別府豊泉荘）し、79 人の参加がありました。

大分県高等学校生活協同組合

1. 組織活動

新規加入者は 31 名（新採用者 16 名含む）で前年比 6 名減となりました。退職者の継続率は 77% で、組合員数は年々減少しています。出資金は、10 月・11 月の増資運動で組合員の協力により多くの増資があり成果を上げましたが、新規加入者より脱退者が多く、脱退者の出資金が高額のため、出資金総額と一人当たり出資金は減少しました。

2. 供給活動

新型コロナウイルス禍の中、強化月間（年 3 回）と年末企画（12 月）の共同購入は、利用者数・利用高、一人当たりの利用金額は前年度より伸びました。県産品・独自企画は予算・前年度を若干下回りました。その他・店売りは大きく減少しました。供給事業は、指定店・提携店の利用が少なく厳しい状況です。

3. 経営活動

保険手数料の減少と指定店・提携店の利用が少なく受取手数料が減って、その他の事業収入が大きく減少しました。予算・前年度とほとんど変わらず人件費の減少と、物件費の増加により事業経費はほぼ予算通りでした。事業外収益の減少が経常利益の減少につながっていますが、当期剰余金はプラスとなりました。

大分大学生生活協同組合

1. 供給高、利用状況、損益

新型コロナ感染症対策として年間の授業の半分以上が原則オンラインになり、学生の部活サークル活動も制限され、組合員の店舗利用は 6 億 612 万円（対 20 年▲ 6.1%、対 19 年▲ 35.7%）、来店数も 34.8 万人（対 20 年▲ 3.2%、対 19 年 54.1%）にとどまりました。

組合員の個人利用は減少しましたが、教職員による校費利用（文具、情報機器、オフィス家具など）が伸長しました。また、授業のオンライン化で自炊の機会が増えた学生向けに 10 月から品揃えした米、卵、野菜類の利用が好調です。

人件費及び物件費を抑制しながら、雇用調整助成金など国や県の助成金を活用して、経常剰余金は▲ 5 万円、税引後当期剰余は 46 万円の黒字（累積赤字▲ 1,941 万円）で終わることができました。

2. 新型コロナ感染対策と事業活動

アクリルパーテーションを設置し、アルコール消毒やマスク着用、ホール内換気などの感染症対策を混雑緩和とあわせて行うことで、大分県「安心はおいしいプラス」認証を食堂で取得しました。オンライン授業で利用が大きく減少していたため、夕食の営業を中止してい

ましたが、LINE@を活用した組合員アンケートの声で夕食営業を再開したところ、来店数がそれ以前と比べて1.3倍程度に伸長しました。

3. 大学との関係

自動販売機の剰余やレジ袋削減還元など、大学に学生活動支援として421万円を寄付しました。2020年度より学研災、学研賠の窓口業務を受託し、福祉健康科学部理学療法コースの臨床実習のための住まいやホテル代の積立金管理も行っています。

4. 地域との関係

住まい事業では、物件の斡旋と合わせて、旦那原ハイツの生協管理物件の清掃強化を地域住民の協力をいただきながら継続して取り組んでいます。

5. 学生総合共済

新型コロナに感染し、入院や自宅及び宿泊施設での療養をされた方を含めて、病気やケガなどで138名の方に2,033万円の給付金をお渡しすることができました。

また、2022年度から学生総合共済の取り扱いを始められるコープおおいたさん、グリーンコープ生協おおいたさん、日田市民生協さんと意見交換を実施し、3月には卒業生の出資金返還会場でコープおおいたさんとグリーンコープ生協おおいたさんが卒業後の加入や新社会人コースの紹介ブースを設置していただきました。

大分県職員消費生活協同組合

1. 2021年度の組合員数は、退職者の継続加入の取り組みや新規採用職員等の加入促進を図り、6,017人（65人増）となりました。

出資金は、新規加入者の多くが低額（1口）出資であることが影響し、38,668千円と1,188千円減少となりました。

2. 2021年度は、各種行事の中止など新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、経常剰余は赤字で黒字転換できませんでした。

事業高は、91,331千円（前年比91.7%）で供給事業（売上高）のトータルは前年比91.8%の74,592千円となりました。

事業経費では、年度途中からの職員の1名減による人件費の減少や、仮移転に伴う家賃等の増加はあったものの、会議のWeb開催による旅費交通費の減、会費の減免による諸会費の減等により前年比98.9%となりました。

また、指定店情報の発信などホームページの充実に努めるとともに、LINE@による情報提供の充実に努めました。

自治労大分県本部信用販売生活協同組合

1. 2021年度は、第4次中期事業計画（2020-2022年度）の2年次として、県産品愛用運動の品目の見直しや組合員の要望に応えた供給品目等を提供、供給目標・利益目標を設定するとともに、加盟30組合との意見交換等を年2回実施しながら生協事業推進体制の強化に向け

取り組んできました。

2. 組合員と出資金については、退職不補充に一定の歯止めがかかりつつあることに加え、退職者組合員の加入が引き続き増加したため微増となりました。

事業高は、ガソリン事業・各種保険事業は微増となったものの、特別幹旋事業や手数料収入の大幅減により、前年比で約 5,001 千円（2.6%）の減となりました。

大分県労働者総合生活協同組合

1. 住宅事業

- ① 2021 年度目標として、大分市「あすみの丘」の完売と「荏隈」「津守」、別府市「新別府」の分譲用地の販売と注文住宅の受注を中心に事業を行いました。その結果、「あすみの丘」と「荏隈」は販売が終了し、「新別府」も注文住宅の受注が順調に推移しています。
- ② リフォーム事業は、高品質と安心価格を強みとした事業運営を行いました。その結果、請負工事は、目標 45 件・24,197 千円に対し、19 件・10,194 千円となり、幹旋工事は、目標 11 件・6,751 千円に対し、9 件・2,113 千円との実績となりました。
- ③ 賃貸事業では、賃貸住宅は、目標 27,410 千円に対し 24,898 千円（達成率 90.8%）、賃貸駐車場は、目標 34,180 千円に対し 30,871 千円（達成率 88.9%）、合計では目標 61,590 千円に対し 55,269 千円（達成率 89.7%）となりました。

2. 旅行事業

2021 年度は新型コロナの影響を考慮し、年間目標を 250,000 千円（前年比 55.6%）とし、労働組合行事を中心に国内団体旅行・海外団体旅行・出張旅行の推進をしました。

また、自治体の観光業の経済支援策「新しいおおいた旅割」の補助事業に取り組みました。「新しいおおいた旅割」では日帰りグルメ企画と宿泊企画を展開し、多くの組合員にご利用いただき、一定の成果を出すことができましたが、出張旅行や団体旅行は多くの取り消しが発生し多大な影響を受けました。

その結果、2022 年 3 月末までの実績は 85,447 千円となり、目標達成率は 34.2%に留まりましたが、対前年比は 129.2%となりました。

【医療・福祉生協の活動】

大分県勤労者医療生活協同組合

1. 組合員の推移と出資の状況

残高通知の発行により、組合員の整理・把握を行いました。みなし自由脱退の処理を行ったことと、加盟組織の解散に伴い本年も組合員数は減少傾向です。新型コロナウイルス感染拡大を受けてインフルエンザ予防接種をはじめとした病院と診療所の窓口での加入促進の取り組みが思うようにできなかったことも影響し、出資について、目標とする増額を図ることはできませんでした。

2. 病院・診療所・介護事業の利用促進

病院と診療所、そして介護事業の利用促進のため、1日当たりの患者数・利用者数について目標数を定めて取り組みました。外来については昨年と比較し回復傾向となりましたが、入院、介護事業については今年度も、新型コロナウイルスの影響をかなり受けた状況となりました。

健診については、多くの企業や団体に利用いただきました。多種類の健診を準備して、依頼者の要望も踏まえて内容の充実に努めています。

3. 組織活動・教宣活動・広報活動

機関紙「お元気ですか」の発行やホームページによる組合員活動や診療の紹介により、構成組織や関係団体に対して、出資や医療事業等の活用を要請するとともに、各団体が主催する行事等に参加・協力・後援を行ってきました。しかし、勤労者医療生協加盟組織の退職者の皆さんや大分協和病院を中心とする地域の高齢者で構成する大分協和病院健康クラブの皆さんとの交流事業（囲碁大会、グランドゴルフ大会、ミニバレーボール大会など）は新型コロナウイルスの感染拡大の影響から本年度も開催できませんでした。

大分県医療生活協同組合

2021年度も「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大は事業所の活動、組合員活動に大きな影響を及ぼしました。特に、組合員活動は感染拡大のたびに「活動自粛」を行わざるを得ない状況になりました。

このような中、医療生協の事業所は感染対策、発熱外来に取り組み「患者・利用者の受療権を守り、職員の健康と雇用、事業所を守ろう」をスローガンに奮闘しました。また地域との連携を強め、医療生協のネットワークを発揮して組合員の「困った」を聞き、コロナ禍でできる健康づくり、フレイル予防に取り組み、前進した取り組みと今後の課題が明らかになりました。

2021年度の特長的な活動と内容は以下の通りです。

- ① 病院、診療所では「発熱外来」「コロナワクチン接種」に取り組み、患者・利用者の要求に応える取り組みを進めました。入院患者数は前年比106%、外来患者数も前年比103%と回復させ、事業収益も前年度から2億円の増収をはかり経常収益を7年ぶりに黒字化させることが出来ました。
- ② 組合員活動は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大で昨年は7か月間休止する状況でしたが、出資金ふやしの取り組みは14年連続で1億円を上回る到達となりました。
- ③ 事業所の医療・介護・福祉の活動は、2021年度3回の感染の波があり特に第6波は変異株オミクロン株による感染拡大で大きな影響を受けましたが、医療生協の各事業所は感染対策をしっかりと行うことで事業活動を継続することが出来ました。職員の奮闘の成果です。
- ④ 医療生協の医療活動を担う後継者対策が前進しました。特に医師の卒後研修は今年度初期研修医が6年連続入職し、2021年度は4名の医師が初期研修を行いました。専門医取

得の後期研修には2名の医師が取り組みました。また、大分健生病院の総合診療プログラム（後期研修）を終了した二階堂恒星医師が見事「総合診療専門医」に合格しました。

- ⑤ コロナ禍の「医療生協の地域包括ケア」の取り組みは、5つのプロジェクトを中心に事業と運動で前進をしました。特に、みんなの食堂、子ども食堂は毎月開催を行い、地域の自治会、企業、個人などと新たな繋がりが広がりました。また、食堂から「弁当」配布になったことで食堂を利用する人が増加しました。マスコミ（NHK大分、TOSテレビ、毎日新聞）にも紹介されました。

大分県福祉生活協同組合

2021年度は、地域での積極的な取り組みや会議、研修などを控えました。

1. 組織現勢

2021年度は新規加入66名、脱退77名となり、2022年3月31日現在、組合員数は3,103名となりました。

2. 事業活動

地域に根ざした事業運営、累積赤字の解消を目標としました。

本年度も業務内容の見直し等、業務改善に取り組みました。

- ① 生協の経営の中心となる給食事業は、地域高齢者の配食が増加し収益増となりました。
- ② デイサービス事業は利用者数が減少し、年度目標に届かず赤字となりました。
しかし、地域の人や利用者に徐々に信頼が広がっています。
- ③ ファミリーサポートは、必要経費に対し事業実績が低く多額の赤字となりました。
- ④ 職員研修は、コロナ感染対策のため外部研修は避け、リモート研修や事業所内にて研修会を定期的に行いました。（認知症や、人権、新型コロナなど）
- ⑤ 地域活動は、12月に細心の注意を払いグランドゴルフ大会を開催し162名の元気な高齢者が参加しました。ゲートボールは参加者の高齢化で解散となりました。健康教室は野津町の公民館で4回、三重町で1回開催しました。
- ⑥ 広報紙は、3回発行しました。組合員の声を反映する紙面へ努力を重ねています。

連合会の組織運営の状況に関する事項

1. 前事業年度における総会の開催状況

(1) 第 68 回通常総会の議決状況

総 会 開 催 日	2021 年 6 月 26 日(土)	
総 会 代 議 員 数		49 名
出 席 代 議 員 数	本人	7 名
	書面	10 名
	代理人（委任）	2 名
	合 計	49 名

(2) 重要な議事及び議決事項及び議決状況

議 案		賛成	反対	保留	合計
第 1 号議案	2020 年度活動報告及び決算報告承認の件	49	0	0	49
第 2 号議案	2020 年度監査報告承認の件	49	0	0	49
第 3 号議案	2020 年度剰余金処分（案）承認の件	49	0	0	49
第 4 号議案	2021 年度活動方針並びに予算案決定の件	49	0	0	49
第 5 号議案	定款変更の件	49	0	0	49
第 6 号議案	役員報酬決定の件	49	0	0	49
第 7 号議案	役員選任補充の件	49	0	0	49
第 8 号議案	役員退任慰労金の件	49	0	0	49
第 9 号議案	議案決議効力発生の件	49	0	0	49

2. 会員に関する事項

2022 年 3 月 31 日現在

会 員 名		期首出資金	期中増減額	期末出資金
1	生活協同組合コープおおいた	200,000	0	200,000
2	日田市民生活協同組合	200,000	0	200,000
3	グリーンコープ生活協同組合おおいた	100,000	0	100,000
4	大分県学校生活協同組合	80,000	0	80,000
5	大分県高等学校生活協同組合	50,000	0	50,000
6	大分大学生生活協同組合	50,000	0	50,000
7	大分県職員消費生活協同組合	100,000	0	100,000
8	自治労大分県本部信用販売生活協同組合	100,000	0	100,000
9	大分県労働者総合生活協同組合	330,000	0	330,000
10	大分県勤労者医療生活協同組合	50,000	0	50,000
11	大分県医療生活協同組合	50,000	0	50,000
12	大分県福祉生活協同組合	50,000	0	50,000
合 計		1,360,000	0	1,360,000

3. 役員に関する事項

(1) 役員の兼職の明細 (2022 年 3 月 31 日現在、理事 13 名、監事 2 名)

①理事会

役 職 名	氏 名	兼 職 の 明 細
会長理事	青 木 博 範	生活協同組合コープおおいた理事長
		大分県消費生活審議会委員
		特定NPO法人大分県消費者問題ネットワーク副理事長
専務理事	河 原 伸 明	大分県消費者団体連絡協議会事務局長
		地球温暖化対策おおいた市民会議委員
		特定NPO法人大分県消費者問題ネットワーク理事
理 事	後 藤 哲 也	日田市民生活協同組合専務理事
理 事	日 隈 健 一	グリーンコープ生活協同組合おおいた専務理事
理 事	高 瀬 宏 一	大分県学校生活協同組合専務理事
		特定NPO法人大分県消費者問題ネットワーク監事
理 事	三 重 野 修 次	大分県高等学校生活協同組合専務理事
理 事	磯 崎 修 治	大分大学生生活協同組合専務理事
理 事	政 丸 佐 智 夫	大分県職員消費生活協同組合専務理事
理 事	首 藤 俊 一	自治労大分県本部信用販売生活協同組合専務理事
理 事	和 泉 吉 信	大分県労働者総合生活協同組合常務理事
理 事	塩 月 裕 市	大分県勤労者医療生活協同組合専務理事
理 事	田 辺 修	大分県医療生活協同組合専務理事
理 事	辛 島 サ ッ キ	大分県福祉生活協同組合常任理事

②監事会

役 職 名	氏 名	兼 職 の 明 細
監 事	江 藤 隆 康	生活協同組合コープおおいた専務理事
監 事	萩 原 潤	グリーンコープ生活協同組合おおいた常務理事

(2) 事業年度中に退任した役員

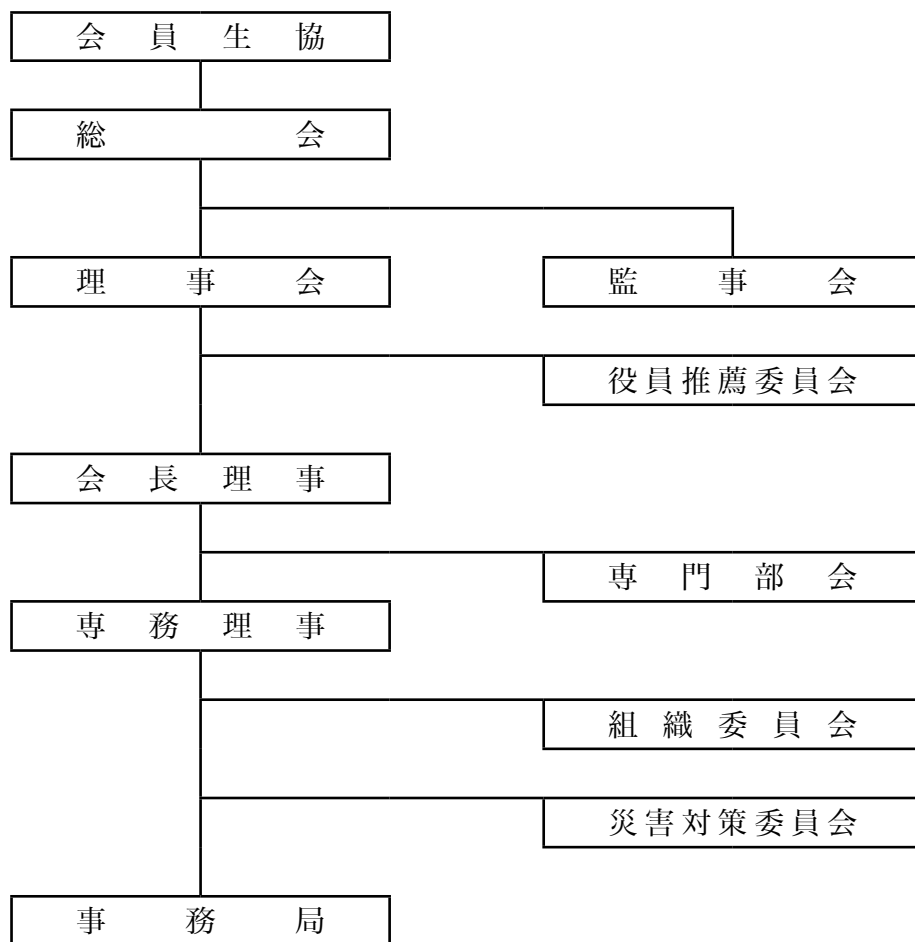
役 職 名	氏 名	辞 任 期 日	理 由
理 事	橋 本 敏 雄	2021 年 6 月 29 日	組織上の都合
理 事	森 徳 夫	2021 年 7 月 29 日	組織上の都合

(3) 会と役員との間の利益が相反する取引の明細

該当する事項はありません。

4. 業務の運営に関する事項

(1) 運営組織



(2) 部会及び委員会

① 専門部会

部 会 名	部 会 長 名	構 成 会 員 生 協
地 域 部 会	後 藤 哲 也	生協コープおおいた・日田市民生協
		グリーンコープ生協おおいた
職 域 部 会	高 瀬 宏 一	学校生協・高校生協・大分大学生協
		県職員生協・総合生協・自治労信販生協
医療・福祉部会	田 辺 修	勤労者医療生協・県医療生協
		県福祉生協

② 役員推薦委員会

選 出 部 会 名	委 員 名	所 属 生 協・ 役 職 名
地 域 部 会	後 藤 哲 也	日田市民生協専務理事
職 域 部 会	高 瀬 宏 一	大分県学校生協専務理事
	首 藤 俊 一	自治労大分信販生協専務理事
医療・福祉部会	塩 月 裕 市	大分県勤労者医療生協専務理事

③組織委員会

委員名	所属生協名
岡 谷 正 憲	生協コープおおいた
矢 幡 真 由 美	日田市民生協
萩 原 潤	グリーンコープおおいた
矢 野 哲 也	大分県学校生協
三 重 野 修 次	大分県高校生協
田 真 健 弥	大分大学生協
政 丸 佐 智 夫	大分県職員消費生協
首 藤 俊 一	自治労大分信販生協
前 川 卓 也	大分県労働者総合生協
梅 本 剛	大分県勤労者医療生協
佐 世 達 哉	大分県医療生協
太 田 慎 也	大分県福祉生協

④災害対策委員会

委員名	所属生協名
後 藤 秀 樹	生協コープおおいた
後 藤 哲 也	日田市民生協
萩 原 潤	グリーンコープおおいた
高 瀬 宏 一	大分県学校生協
三 重 野 修 次	大分県高校生協
磯 崎 修 治	大分大学生協
政 丸 佐 智 夫	大分県職員消費生協
首 藤 俊 一	自治労大分信販生協
和 泉 吉 信	大分県労働者総合生協
塩 月 裕 市	大分県勤労者医療生協
田 辺 修	大分県医療生協
太 田 慎 也	大分県福祉生協

(3) 関連団体

団体名	構成組織名・役職名
日本生活協同組合連合会	九州地連運営委員会委員（青木・松本） 九州地連県連活動推進会議委員（河原）
大分県消費者団体連絡協議会	J A女性部・漁協女性部・地域婦人連・母子寡婦連・生活学校運動推進協・大分県消費者問題ネットワーク・生協県連で構成。 県連から河原専務を事務局長に選出。
一般社団法人 大分県労働者福祉協議会	労働団体や事業団体で構成し、総合生協・勤労者医療生協・生協県連が加盟。 県連から河原専務理事を理事に選出。
特定非営利活動法人 大分県消費者問題 ネットワーク	生協県連と12の会員生協、弁護士・消費者団体で構成。県連から青木会長理事を副理事長、河原専務理事を理事、高瀬理事を監事に選出。
大分県協同組合協議会	県内10団体（J A大分中央会、J A大分信連、J A全農おおいた、J A共済連大分、J A大分厚生連、県漁業協同組合、県酪農業協同組合、県椎茸農業協同組合、県森林組合連合会、県生協連合会）で構成、県連から青木会長理事を副会長、河原専務理事を事務局委員に選出。

5. 施設の状況

施設名	所在地	建物（延べ面積）	摘 要
事務所	大分市青崎1丁目9番35号2階	20.46 m ²	コープおおいたより賃借

6. 子会社等の概況及び決算の概況

該当する事項はありません。

2021 年度会員生協実勢数

生 協 名			組 合 員		事業高		出資金		出資金 1 人当
			実数(人)	前年比(%)	実数(千)	前年比(%)	実数(千)	前年比(%)	平均額(円)
地 域 生 協	生協コープ おおいた	2020	178,168	102.4	20,202,995	108.2	6,539,002	107.3	36,701
		2021	181,409	101.8	19,085,492	94.5	6,931,242	106.0	38,208
	日田市民生協	2020	18,308	100.6	1,188,176	99.1	43,168	100.4	2,358
		2021	18,477	100.9	1,155,760	97.3	43,494	100.8	2,354
	グリーンコープ 生協おおいた	2020	29,297	101.9	4,432,542	113.9	2,535,739	105.2	86,553
		2021	28,873	98.6	4,416,057	99.6	2,659,311	104.9	92,104
職 域 生 協	大分県学校 生協	2020	7,047	99.3	375,309	104.1	146,418	98.3	20,777
		2021	6,973	98.9	252,934	67.4	145,105	99.1	20,810
	大分県高校 生協	2020	3,913	99.7	35,381	100.0	38,969	99.3	9,959
		2021	3,698	94.5	34,353	97.1	36,466	93.6	9,861
	大分大学 生協	2020	6,062	99.2	645,723	69.1	109,527	100.2	18,068
		2021	6,000	99.0	600,123	92.9	108,796	99.3	18,133
	大分県職員 消費生協	2020	5,952	93.7	99,764	86.9	39,856	89.8	6,696
		2021	6,017	101.1	91,331	91.7	38,668	97.0	6,426
	自治労大分 信販生協	2020	11,902	100.8	190,634	100.6	97,652	101.1	8,205
		2021	11,930	100.2	185,633	97.4	97,962	100.3	8,211
	大分県労働者 総合生協	2020	130,987	100.8	606,598	80.8	2,312,779	104.1	17,657
		2021	130,793	99.9	273,880	45.2	2,407,146	104.1	18,404
医 療 ・ 福 祉 生 協	大分県勤労者 医療生協	2020	55,391	99.0	708,674	94.6	109,849	98.7	1,983
		2021	54,819	99.0	702,465	99.1	108,400	98.7	1,977
	大分県医療 生協	2020	27,069	98.9	2,993,410	97.4	1,188,916	104.4	43,922
		2021	26,870	99.3	3,193,945	106.7	1,163,133	97.8	43,287
	大分県福祉 生協	2020	3,114	102.6	132,397	95.6	29,527	104.9	9,482
		2021	3,103	99.6	131,898	99.6	35,681	120.8	11,499
合 計		2020	477,210	101.1	31,611,603	99.1	13,191,402	104.3	27,643
		2021	478,962	100.4	30,124,124	95.3	13,775,404	104.4	28,761

会 員 生 協 12		組 合 員		事 業 高		出 資 金		出資金 1 人当
		実数(人)	前年比	実数(千)	前年比	実数(千)	前年比	平均額(円)
地 域 生 協 3	2020	225,773	102.4	25,823,713	99.5	9,117,909	104.5	40,385
	2021	228,759	101.3	24,657,309	95.5	9,634,047	105.7	42,114
職 域 生 協 6	2020	165,863	100.4	1,953,409	94.2	2,745,201	105.6	16,551
	2021	165,411	99.7	1,438,507	73.6	2,834,143	103.2	17,134
医療・福祉生協 3	2020	85,574	99.8	3,834,481	99.7	1,328,292	101.1	15,522
	2021	84,792	99.1	4,028,308	105.1	1,307,214	98.4	15,417

諸会議・活動日誌

(1) 総会 (2) 理事会

総会 第68回通常総会 2021年6月29日（火） 於：ソレイユ7階「アイリス」 出席者 49名（本人出席5名、書面出席43名、委任出席1名） 第1号議案 2020年度活動報告及び決算報告承認の件 第2号議案 2020年度監査報告承認の件 第3号議案 2020年度剰余金処分案承認の件 第4号議案 2021年度活動方針案並びに予算案決定の件 第5号議案 定款変更の件 第6号議案 役員報酬決定の件 第7号議案 役員選任補充の件 第8号議案 役員退任慰労金の件 第9号議案 議案決議効力発生の件 等、審議・協議	第3回理事会 2021年11月17日（水） 於：ソレイユ ・大分県行政との懇談会の開催について ・第27回大分県生協大会（役職員研修会）開催について ・2021年度県生協連役員研修の実施について ・地域消費者フォーラムin佐伯への参加について 等、審議・協議 第4回理事会 2022年1月27日（木） 於：アートホテル大分 ・県生協連2021年度決算見込みと下期会費について ・第27回大分県生協大会（役職員研修会）の開催について ・県生協連2021年度役員研修の確認について 等、審議・協議
理事会（主な活動） 第1回理事会 2021年7月20日（火） 於：ソレイユ ・県生協連役員退任と補充について ・第30回県議会議員との懇談会について ・「2022年度県行政への要望書」の作成と提出について ・2021年度県連役員視察研修について ・2021年度会員生協監事研修会について ・第27回大分県生協大会（役職員研修会）について ・「アルプス処理水の海洋放出」に関する署名運動への参加について 等、審議・協議 第2回理事会 2021年9月15日（水） 於：アートホテル大分 ・「令和4年度大分県予算編成並びに行政執行に関する要望書」の確認と提出について ・2021年度生協連役員視察研修の延期について ・2021年度会員生協監事研修会の中止について ・第27回大分県生協大会（役職員研修会）の延期について ・第32回スポーツ交流会（ボウリング大会）の開催について ・「県連独自の平和のつどい」「ナガサキ行動」の中止について ・「大分県主要農産物等種子条例制定を求める意見書」の提出を求める請願署名について 等、審議・協議	第5回理事会 2022年3月8日（火） 於：ソレイユ ・県生協連第69回通常総会の議案関係について ・県生協連役員推薦委員会の委員の選任について ・県生協連役員視察研修の実施について ・県消費者問題ネットワーク第16回定期総会への出席について 等、審議・協議 第6回理事会 2022年5月18日（水） 於：ソレイユ ・県生協連役員選任の公告について ・県生協連第69回通常総会議案（第1次案）について ・県生協連第69回通常総会の運営について ・親子で考える平和のつどいの取り組みについて ・ピースアクションinナガサキの取り組みについて 等、審議・協議 第7回理事会 2022年6月6日（月） 於：ソレイユ ・県生協連役員選任の公告について ・県連第69回通常総会議案書（最終案）について ・県連第69回通常総会の運営について 等、審議・協議

(3) 監事会

第1回監事会 日 時 2021年7月16日（金）10：00～11：00 場 所 大分県生活協同組合連合会 事務所 出席者 河原 伸明専務理事、 江藤 隆康監事、萩原 潤監事 議 題 1. 監事会議長の選出 監事監査規則第11条により、監事会議長に「江藤 隆康」氏を選出する。 2. 特定監事の互選 監事監査規則第12条により、特定監事に「江藤 隆康」氏を互選する。 3. 2021年度監査方針および監査計画 1) 監査方針 ①県連行事への積極参加ならびに理事会決議その他における各理事の意思決定の状況を検視し、理事の職務履行について適切に支援する。 ②決算関係書類およびその付属明細書が、県生協連の財産および損益の状況を適正に表示しているかどうかについて意見を形成するため、資産・負債・純資産の状況および収益・費用について監査する。 ③部会活動ならびに県連全体活動を通し、会員生協が相互に交流を深め、県内における生協運動がより活発に行われることを監事の立場から継続支援する。 2) 監査計画 年間の監査スケジュールとして、連合会監事会という性格上、以下のようにする。 第1回監事会 2021年7月16日(金) 第2回監事会 2022年4月末 ※その他、必要が生じた際は別途招集する。	第2回監事会 日 時 2022年5月10日（火） 13：30～14：30 場 所 大分県生活協同組合連合会 事務局 出席者 河原 伸明専務理事、 江藤 隆康監事、萩原 潤監事 議 題 2021年度決算監査
---	--

(4) 委員会

■組織委員会（主な活動）	
第１回組織委員会	2021. 9. 1（水）10時～ 於：ソレイユ 7F ローズ
・2021年度「県生協連独自の平和のつどい」について ・2021年度「ピースアクションinナガサキ」の参加について ・機関紙「おおいたの生協・県連だより106号」発行について ・第32回県生協連スポーツ交流会（ボウリング大会）の開催について ・大分県委託「消費者被害防止の広報啓発チラシ」の作成と送付について 等、協議・意見交換	
第２回組織委員会	2021.12. 3（金）16時～ 於：ソレイユ 7F ローズ
・2021年度32回県生協連スポーツ交流会（ボウリング大会）の取り組みについて ・2021年度「県連生協大会」の開催について 等、協議・意見交換	
第３回組織委員会	2022. 3. 16（水）10時～ 於：ソレイユ 7F ローズ
・2021年度の取り組みの総括 （各会員生協の活動状況） （組織委員会の取り組み総括） 等、協議・意見交換	
第４回組織委員会	2022. 5. 25（水）10時～ 於：ソレイユ 7F ローズ
・2022年度「県生協連平和のつどい」の取り組み ・2022年度「ピースアクションinナガサキ」の取り組み ・折り鶴の件	

(5) その他主要会議

4月	2日	県労福協情報紙第158号編集会議
	5日	税理士事務所と決算協議
	7日	第5回九州地連運営委員会(リモート)
	8日	福島県新地町へ福島県沖地震災害見舞金の贈呈
	22日	県労福協第6回理事会
	26日	県連第2回監事会(決算監査)

5月	14日	第1回大分県消費者団体連絡協議会
	19日	大分県消費者問題ネットワーク第15回定期総会
	21日	県連第4回組織委員会
	26日	県労福協第7回理事会・第13回定期総会
	26日	大分大学生協第55回総代会(書面議決対応)
	27日	日田市民生協第46回総代会(書面議決対応)

6月	1日	県労福協情報紙第159号編集会議
	8日	自治労大分信販生協佐藤義朗理事長葬儀
	8日	グリーンコープ生協おおいた第35回通常総代会
	9日	大分県職員消費生協第57回通常総代会
	12日	大分県高校生協第61回通常総代会
	14日	自治労大分信販生協第60回通常総代会
	15日	大分県学校生協第56回通常総代会
	17日	日本生活協同組合連合会第71回通常総会(書面)
	19日	大分県医療生協第40回通常総代会
	20日	大分県福祉生協第16回通常総代会
	23日	生協コープおおいた第70回通常総代会
	26日	大分県勤労者医療生協第40回通常総代会
	28日	2021年度大分県協同組合協議会事務局会議
	29日	大分県生活協同組合連合会第68回通常総会

7月	2日	県生協連2021年度上期会費の請求書送付
	2日	大分県労働者福祉協議会第1回理事会
	2日	2021年度県生協連第1回組織委員会(延期)
	6日	大分県消費者問題ネットワーク第2回理事会
	16日	県生協連第1回監事会
	20日	県生協連第1回理事会
	26日	大分県消費者生活協同組合検査
	28日	令和3年度大分県・北部地区総合防災訓練説明会
	29日	大分県消費生活審議会(青木会長)
	29日	協同組合協議会九州・沖縄地区情報交換会(オンライン)
	29日	大分県労働者総合生協第39回通常総代会

8月	3日	日生協九州地連第1回運営委員会(オンライン)
	3日	日生協九州地連第1回県連活動推進会議(オンライン)

9月	1日	県生協連第1回組織委員会
	14日	日生協県連活動交流会(オンライン)
	15日	県生協連第2回理事会
	21日	日生協九州地連第2回運営委員会(オンライン)

10月	1日	県労福協情報紙第161号編集会議
	4日	2022年度大分県予算及び行政執行に関する要望書提出
	6日	県消費者問題ネットワーク第3回理事会
	7日	県協同組合協議会第2回事務局会議
	8日	2021年度「おおいたの生協」の発行
	20日	「県連だより106号」の発行
	22日	地球温暖化対策おおいた市民会議第2回講座担当者会議
	27日	九州農政局と県内消費者団体の意見交換

11月	4日	大分市水素利活用シンポジウム
	4日	県労福協第3回理事会
	5日	生活協同組合くまもと創立100周年記念式典
	8日	第2回大分県消費者団体連絡協議会
	11日	県協同組合協議会地域貢献活動(海岸清掃)
	17日	県生協連第3回理事会
	18日	日生協九州地連大規模災害対策連絡会(オンライン)
	20日	県生協連第31回スポーツ交流会(ボウリング大会)
	22日	地球温暖化対策おおいた市民会議第1回普及啓発部会
	24日	2021年度九州ブロック生協・行政合同会議(オンライン)

12月	1日	日生協九州地連第3回運営委員会・活動推進会議(オンライン)
	2日	県労福協情報紙第162号編集会議
	3日	県生協連第2回組織委員会
	8日	県消費者問題ネットワーク第4回理事会

1 月	4日	県消団連県知事挨拶及びフォーラム 事前会議
	18日	令和3年度大分県消費者フォーラム in佐伯（中止）
	25日	県労福協第4回理事会
	27日	県生協連第4回理事会・大分県行政 との懇談会
	29日	大分市地球温暖化対策講座（中止）

2 月	1日	県労福協情報紙第163号編集会議
	2日	第4回九州地連運営委員会・県活動 推進会議
	4日	協同組合協議会職員交流セミナー
	9日	県消費者問題ネットワーク第5回理事会
	14日	第2回地球温暖化対策おおいた市民 会議（書面）
	19日	県労福協2021年度福祉研修会（中止）
	24日	第2回県社協ボランティア・市民活 動C運営委員会
	25日	第27回大分県生協大会（役職員研修 会）（中止）

3 月	4日	第3回大分県消費者団体連絡協議会
	8日	県生協連第5回理事会
	16日	県生協連第3回組織委員会

決 算 報 告 書

(第 67 期)

自 令和 2 年 4 月 1 日

至 令和 3 年 3 月 31 日

大分県生活協同組合連合会
大分市青崎1丁目9番35号

貸借対照表

2022 年 3 月 31 日現在

(単位：円)

勘 定 科 目		金 額	勘 定 科 目		金 額
資産の部			負債の部		
	普 通 預 金	14,996,735		預 り 金	120,000
	定 期 預 金	5,007,964		未 払 法 人 税 等	482,200
	関係団体出資金	150,000		仮 受 金	3,450
	建 物 付 属 設 備	399,300		役員退職慰労金引当金	1,800,000
	建物付属設備減価償却累計額	△ 15,605	負 債 合 計		2,405,650
			純資産の部		
				出 資 金	1,360,000
				法 定 準 備 金	1,352,400
				災 害 対 策 積 立 金	1,500,000
				災 害 見 舞 積 立 金	2,000,000
				別 途 積 立 金	4,650,000
				会 員 生 協 支 援 積 立 金	1,000,000
				創立70周年記念事業積立金	4,800,000
				前 期 繰 越 利 益 剰 余 金	359,806
				当 期 剰 余 金	1,110,538
			純 資 産 合 計		18,132,744
資産合計		20,538,394	負債・純資産合計		20,538,394

2021 年度損益計算書

2021 年 4 月 1 日～ 2022 年 3 月 31 日

大分県生活協同組合連合会

【収益の部】

科 目	2021 年度予算額	2021 年度決算額	備 考
県 連 会 費	15,846,900	12,724,050	コロナ禍等で下期会費を約312万円減額
県 委 託 費	623,700	623,700	
役員退任慰労金積立金繰入	0	0	
役員退任慰労金引当金繰入	0	0	
雑 収 入	90,000	98,428	
収 益 合 計	16,560,600	13,446,178	予算比約 311 万円の減

【費用の部】

科 目	2021 年度予算額	2021 年度決算額	備 考
役 員 報 酬	3,600,000	3,600,000	
雑 給	1,080,000	1,113,100	
福 利 厚 生 費	50,000	37,180	事務局内除菌費用
役 員 退 任 慰 労 金	60,000	40,000	
役員退任慰労金引当金繰入	300,000	300,000	
人 件 費 合 計	5,090,000	5,090,280	予算比ほぼ同額
教 育 ・ 文 化 費	1,696,000	152,853	県内戦跡巡り、ナガサキ行動の中止
広 報 費	1,358,000	1,208,410	広報誌、HPメンテ、県委託チラシ
研 修 費	1,700,000	957,837	福島県新地町等へ役員視察研修
調 査 研 究 費	220,000	14,000	防災訓練、監事研修の中止
会 議 費	412,000	367,765	
組 織 活 動 費	70,000	46,072	
県 生 協 大 会 費	190,000	0	県生協大会（役職員研修会）の中止
旅 費 交 通 費	650,000	484,035	県外出張の中止
諸 会 費	1,784,000	1,784,000	
事 務 用 品 費	240,000	143,899	
渉 外 費	1,250,000	413,660	各種懇親会の中止
通 信 費	232,000	213,877	
地 代 家 賃	480,000	480,000	
租 税 公 課	1,000	1,439	
雑 費	200,000	179,708	
寄 付 金	200,000	300,000	福島県新地町へ地震災害見舞金 2 回分
減 価 償 却 費	0	15,605	備品（事務所空調機）の減価償却
物 件 費 合 計	10,683,000	6,763,160	予算比約 392 万円の減
費 用 合 計	15,773,000	11,853,440	予算比約 392 万円の減

【当期剰余金】

科 目	2021 年度予算	2021 年度決算額	備 考
税 引 前 当 期 剰 余 金	787,600	1,592,738	予算比約 80 万円の増
法 人 税 等	230,000	482,200	予算比約 25 万円の増
当 期 剰 余 金	557,600	1,110,538	

【決算関係書類の付属明細表】

1. 組合員資本の明細

(単位：円)

区 分	期 首 残 高	当期増加額	当期減少額	期 末 残 高
生協コープおおいた	200,000	0	0	200,000
日田市民生協	200,000	0	0	200,000
グリーンコープ生協おおいた	100,000	0	0	100,000
大分県学校生協	80,000	0	0	80,000
大分県高校生協	50,000	0	0	50,000
大分大学生協	50,000	0	0	50,000
大分県職員消費生協	100,000	0	0	100,000
自治労大分信販生協	100,000	0	0	100,000
大分県労働者総合生協	330,000	0	0	330,000
大分県勤労者医療生協	50,000	0	0	50,000
大分県医療生協	50,000	0	0	50,000
大分県福祉生協	50,000	0	0	50,000
出資金合計	1,360,000	0	0	1,360,000
法定準備金	1,352,400	0	0	1,352,400
災害対策積立金	1,500,000	0	0	1,500,000
災害見舞積立金	2,000,000	0	0	2,000,000
別途積立金	4,650,000	0	0	4,650,000
会員生協支援積立金	1,000,000	0	0	1,000,000
創立70周年記念事業積立金	2,500,000	2,300,000	0	4,800,000
合 計	14,362,400	2,300,000	0	16,662,400

2. 関係団体等出資金

(単位：円)

団 体 名	期 首 残 高	当期増加額	当期減少額	期 末 残 高
関係団体 出 資 金	日本生協連合会	120,000	0	120,000
	賀川教育基金	20,000	0	20,000
	九州労働金庫	10,000	0	10,000
合 計	150,000	0	0	150,000

3. 引当金

(単位：円)

勘 定 科 目	期 首 残 高	当期増加額	当期減少額	期 末 残 高
役員退職慰労金引当金	1,500,000	300,000	0	1,800,000
合 計	1,500,000	300,000	0	1,800,000

【その他の決算関係書類の内容を補足する重要な事項】

1. 預金明細表

(単位：円)

区 分	期 首 残 高	期 末 損 高	当期増加額
九州労働金庫 白杵支店 普通預金 No. 4291727	13,563,939	14,996,735	1,432,796
九州労働金庫 白杵支店 定期預金 No. 7880221	5,007,667	5,007,964	297
合 計	18,571,606	20,004,699	1,433,093

2. その他の資産明細表

(単位：円)

区 分	期 首 残 高	当期増加額	当期減少額	期 末 残 高
建 物 付 属 設 備	0	399,300	0	399,300
建物付属設備減価償却累計額	0	△ 15,605	0	△ 15,605
合 計	0	383,695	0	383,695

3. 未払法人税等明細書

(単位：円)

内 訳	金 額
法 人 税	281,200
地 方 法 人 税	28,900
法 人 県 民 税	23,300
法 人 事 業 税	79,000
法 人 市 民 税	69,800
合 計	482,200

4. その他負債明細表

(単位：円)

区 分	期 首 残 高	当期増加額	当期減少額	期 末 残 高
預 り 金	60,000	312,252	252,252	120,000
仮 受 金	0	35,635	32,185	3,450
合 計	60,000	347,887	284,437	123,450

2021 年度損益金の処分表

2021 年4月1日～ 2022 年3月 31 日

勘 定 科 目		前 期 末 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 末 残 高
出 資 金		1,360,000	0	0	<u>1,360,000</u>
利 益 剰 余 金 (合 計)		15,662,206	3,410,538	2,300,000	<u>16,772,744</u>
	法 定 準 備 金	1,352,400	0	0	1,352,400
	その他利益剰余金 (合計)	14,309,806	3,410,538	2,300,000	<u>15,420,344</u>
	災 害 対 策 積 立 金	1,500,000	0	0	1,500,000
	災 害 見 舞 積 立 金	2,000,000	0	0	2,000,000
	別 途 積 立 金	4,650,000	0	0	4,650,000
	会 員 生 協 支 援 積 立 金	1,000,000	0	0	1,000,000
	創 立 70 周 年 記 念 事 業 積 立 金	2,500,000	2,300,000	0	4,800,000
	繰 越 利 益 剰 余 金	2,659,806	1,110,538	2,300,000	1,470,344
純 資 産		17,022,206	3,410,538	2,300,000	<u>18,132,744</u>

2021 年度大分県生協連合会 会費明細書

2022 年 3 月 31 日現在 大分県生活協同組合連合会（単位：円）

会 員 生 協 名	21 年度会費予算	21 年度会費実績	差 額	事 由
生 協 コ ー プ お お い た	8,794,000	8,354,300	△ 439,700	下期会費 10%減額
グリーンコープ生協おおいた	1,874,000	1,780,300	△ 93,700	〃
日 田 市 民 生 協	753,100	376,550	△ 376,550	下期会費全額免除
大 分 県 学 校 生 協	354,700	177,350	△ 177,350	〃
大 分 県 高 校 生 協	177,000	88,500	△ 88,500	〃
大 分 大 学 生 協	402,600	201,300	△ 201,300	〃
大分県職員消費生協	233,900	116,950	△ 116,950	〃
自治労大分信販生協	375,600	187,800	△ 187,800	〃
大分県労働者総合生協	855,500	427,750	△ 427,750	〃
大分県勤労者医療生協	762,400	381,200	△ 381,200	〃
大 分 県 医 療 生 協	1,095,400	547,700	△ 547,700	〃
大 分 県 福 祉 生 協	168,700	84,350	△ 84,350	〃
合 計	15,846,900	12,724,050	△ 3,122,850	コロナ禍を考慮

2021 年度監査報告承認の件

監査報告書

2022 年 5 月 10 日

大分県生活協同組合連合会

会長理事 青木 博範 殿

特定監事 江藤 隆康

監事 萩原 潤



私たち監事は、大分県生活協同組合連合会の 2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日までの第 68 期事業年度の理事の職務執行及び決算関係書類について監査いたしました。

その方法及び結果について以下のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事会の定めた監査の基準に準拠して、監事相互の意志疎通および情報交換を図るほか、あらかじめ年間で定めた監査方針並びに監査計画及び職務分担等に従い、理事と意志疎通を図り、情報収集並びに監査環境の整備に努めるとともに、理事会やその他重要な会議・行事に出席し、理事よりその職務の執行状況の報告を受け、必要に応じて説明を求めてきました。併せて、重要な決裁書類等を閲覧し、業務並びにその財産の状況について調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告書及びその付属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る決算関係書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）及びその付属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告書等の監査結果

- 一 事業報告書及びその付属明細書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

（2）決算関係書類（剰余金処分案を除く）及びその付属明細書の監査結果

決算関係書類（剰余金処分案を除く）及びその付属明細書は、組合の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

（3）剰余金処分案の監査結果

剰余金処分案は、法令及び定款に適合し、かつ、連合会財産の状況その他の事情に照らして、指摘すべき事項はありません。

以 上

2021年度剰余金処分(案)承認の件

剰余金処分(案)

I 当期末未処分剰余金		<u>1,470,344</u>
(1) 前期繰越剰余金	359,806	
(2) 当期剰余金	1,110,538	
II 剰余金処分額		<u>1,200,000</u>
(1) 創立70周年記念事業積立金	1,200,000	
III 次期繰越剰余金		<u>270,344</u>

(注)次期繰越剰余金に含まれる生協法第51条第4項の教育事業繰越金の額は200,000円です。

以上のとおり提案します。

大分市青崎1丁目9番35号

大分県生活協同組合連合会

会長理事 青木 博 範

2022 年度活動方針案並びに予算案決定の件

I 特徴的な情勢

1. くらしをめぐる情勢

- ① 新型コロナウイルス変異株の蔓延により、日本はこれまでにない感染拡大に直面し、2022 年 1 月には日別新規感染者が 8 万人を越え、医療体制が危機的な状況に陥り、急増する自宅待機者への対応が課題となりました。その後、ワクチン接種などにより感染拡大防止の取り組みが進められ、現在では「蔓延防止措置」が解除されました。
- ② 一方、海外では感染が拡大する国もあり、ワクチン追加接種や治療薬の開発、臨時の医療施設整備の準備が進められています。ワクチン追加説者が普及すれば、パンデミック（世界的流行）からエンデミック（一定地域で普段から継続的に発生する状態）に移行するとみられています。
- ③ コロナ禍の長期化により、日本経済の本格的な景気回復は 2022 年度以降と予想されています。実質国内総生産は回復基調にありますが、コロナ前の水準には戻っていません。雇用情勢は依然厳しく、9 月の完全失業率は 2.8%（19 年同月は 2.4%）、有効求人倍率は 1.16 倍（19 年同月は 1.59 倍）となっています。一方、コロナ禍における経済対策を含む大規模な財政出動で、日本の政府債務残高は GDP 比 250%を越え、一段と財政が悪化しています。
- ④ コロナ禍による影響は、宿泊・飲食・娯楽・運輸などの特定産業や、若年層や女性、非正規雇用などの労働者グループで大きくなっており、業種間や所得階層間の格差が拡大する「K字型回復」の傾向が指摘されています。

2018 年時点の日本の相対的貧困率は 15.7%、相対的貧困にある世帯で暮らす 18 才未満の割合（子どもの貧困率）は 13.5%となっています。子どもの貧困率は近年若干改善傾向にあるものの、1985 年の 10.9%からは悪化しています。コロナ禍は、弱い立場の人により大きく影響を与え、以前からあった貧困・格差の構造や社会的孤立がさらに深まることが懸念されます。

2. 政治をめぐる情勢

- ① 2021 年 10 月に実施された衆議院選挙では、自民党が国会を安定的に運営できる「絶対安定多数」を確保しました。岸田内閣は「成長と分配の好循環」を通じた「分厚い中間層」の復活を掲げ、「新しい資本主義実現会議」を設置して政策の具体化を進めています。また、憲法改定の早期実現を目指し、次期国会論議に向けた準備が進められており、注視が必要です。2022 年夏には参議院選挙が実施されます。
- ② 政府の「経済財政運営と改革の基本方針」は、新型コロナ対策を最優先としつつ、「クリーン」「デジタル」「活力ある地方づくり」「少子化対策・子どもへの投資」の 4 つを成長の原動力として重点化しています。9 月にはデジタル庁が発足し、また子ども庁の創立に向

けた準備が進められています。

- ③ 2月に始まったロシアによるウクライナへの軍事侵略は世界的にも絶対認められるものではなく、日本にとっても他人ごとではない重要かつ緊急の課題となっています。

Ⅱ 活動の基調

- ① 国連は2015年にSDGs（持続可能な開発目標17項目）を採択し、日本生協連は2018年の第68回通常総会でコープSDGs行動宣言を採択、全国の生協はSDGsを実現するため、①持続可能な生産と消費のために、商品と暮らしのあり方の見直し、②地球温暖化対策を推進し、再生可能エネルギーの利用・普及、③世界から飢餓や貧困をなくし、子どもたちを支援する活動の推進、④核兵器廃絶と世界平和の実現をめざす活動の推進、⑤ジェンダー平等（男女平等）と多様な人々が共生できる社会づくりの推進、⑥誰もが安心して暮らし続けられる地域社会づくりへの参加、⑦健康づくりの取り組みを広げ、福祉事業・助け合い活動の推進の7つの取り組みを進めています。

- ② 2021年度は、新型コロナウイルスの変異株が流行を強め、ワクチン接種が開始されたものの感染拡大に歯止めがかからず、経済活動へ大きな影響を与えました。

2022年度は、高齢者のワクチン接種は普及したものの若年層の接種が進まず、10代未満のクラスターが多発し、全国的に「蔓延防止措置」が発令される等、引き続きウイズコロナの暮らしを余儀なくされています。

- ③ このような中、県生協連は県内12生協の連帯の場として、協同互助の精神に基づき、事業種類別生協間の協同・連帯・連携を強化するとともに、県内生協の総合力を発揮し、地域社会を構築している大分県行政や協同組合、県社会福祉協議会・NPO等の諸団体との良好な関係を構築し、地域社会が活性化するための多面的な役割を強めていくため、以下の活動を展開します。

1. 会員生協の活動を支援し、交流・連帯を促進する活動
2. 食の安全・安心、消費者問題の取り組み、環境・福祉・平和活動などを通じて、生活の安全・安心に貢献する活動
3. 行政や他団体との連携を強め、生協の社会的役割を発揮する活動
4. 東日本大震災や地震や水害の被災者・避難者支援を強化する活動

Ⅲ 具体的な活動

1. 会員生協の活動を支援し、交流・連帯を促進する活動

- (1) 会員生協の経営状況を理事会で報告し、情報を共有化します。
- (2) 機関誌である「県連だより」を年2回、「おおいたの生協」を年1回発行し、会員生協へ情報を伝達するとともに、各級議員、県や各自治体、各政党等に配布し、生協活動の広報に努めます。
- (3) 大分県生協大会、会員生協の役職員研修会や監事研修会を開催します。
- (4) 大規模災害と危機管理に備えるために日生協九州地連と連携して取り組みます。
- (5) 県生協連内の各委員会や部会を開催し、情報交換に努めます。

2. 食の安全・安心、消費者問題の取り組み、環境・福祉・平和活動などを通じて、生活の安全・安心に貢献する活動

(1) 食品の安全・安心の定着と普及の促進

- ① 会員生協と連携し、食品の安全・安心の定着と普及促進に努めます。
- ② 「消費者力」の向上をめざし、暮らしの安全を実現できる社会システムづくりに向けて、社会的役割を発揮し消費者組織としての意見発信や学習活動に取り組みます。
- ③ 行政等の各種審議会や協議会に参画し、積極的に意見を反映します。

(2) 消費者問題への取り組み

- ① 地方消費者行政の充実を求める取り組みと、県生活環境部と連携して消費者問題に取り組みます。
- ② 県や自治体の各種審議会や協議会に参画して、消費者行政の充実に向けて意見反映していきます。
- ③ 消費者被害の未然防止や拡大防止・救済活動を行う適格消費者団体であるNPO法人「大分県消費者問題ネットワーク」の中心的役割を果たします。
- ④ 県生協連は、大分県消費者団体連絡協議会の事務局を担っており、消費者月間である5月の街頭キャンペーンや地域消費者フォーラム等の活動に積極的に取り組みます。

(3) 環境・福祉活動の推進

- ① 地球温暖化防止のために、大分市の地球温暖化対策市民会議等に積極的に参画し、その役割を果たします。
- ② 地域生協の暮らしの助け合い活動や医療・福祉生協の活動と連携して福祉活動の強化に努めます。

(4) 平和活動の取り組み

平和の尊さ、戦争や核兵器のない社会の実現をめざして、日生協が主催するピースアクション in ナガサキに参加するとともに、県生協連独自の平和のつどいの開催等に取り組みます。

3. 行政や他団体との連携を強め、生協の社会的役割を発揮する活動

(1) 大分県行政との連携強化

- ① 生協の窓口である県生活環境部県民生活・男女共同参画課と、日常的な意見交換や情報交換を行い、連携を強化していきます。
- ② 10月に次年度県予算編成並びに行政執行に関する意見書を提出し、1月に県生活環境部との意見交換を実施します。
- ③ 県より委託されている詐欺・悪質商法防止啓発事業について、会員生協と協力し、店舗等でのチラシ配布に取り組みます。

(2) 大分県議会議員との懇談会の開催

コロナ禍で2年間中止しましたが、30回目となる県議会議員との懇談会を9月頃開催し、生協としての役割や政策要求、社会的貢献活動への理解と協力を求めています。

(3) 大分県労働者福祉協議会との連携

大分県労働者福祉協議会の活動に参画し、福祉活動を通して労働団体や福祉団体と幅広く連携していきます。

(4) 協同組合間の連携

大分県協同組合協議会の一員として、協同組合間活動に関する理解をさらに深め、活動の意義を広く県民に広報するとともに、地域社会への貢献に資する活動に取り組みます。

4. 東日本大震災や地震や水害の被災者・避難者支援を強化する活動

(1) 東日本大震災、福島第一原発事故の被災者・避難者支援の取り組み

- ① 東日本大震災、東京電力福島第一原発事故から11年となります。被災地の復興・復旧活動は進んではいますが、依然として多くの方が県内外での避難生活を余儀なくされている中、国民の関心は薄らいできています。
- ② 県生協連加盟の各会員生協は、これまで福島県産品の購買運動等に取り組み、県生協連も福島県新地町への記念植樹等に取り組んできました。今後も、復興・復旧が終わるまで、被災地を支援するとともに「被災地の今を知り伝える～忘れない」取り組みを継続します。

(2) 地震や水害の被災者・避難者支援の取り組み

- ① 2021年は、8月の豪雨が九州から日本各地に大きな被害をもたらし、大分県では日田市天瀬町を中心に甚大な被害が発生しました。
2022年1月22日に大分・宮崎で震度5強の地震が発生し、県内2生協の店舗で若干の被害が出たものの、県全体では大きな被害にはなりませんでした。
2022年3月16日には福島県沖で地震が発生し、津波の被害はなかったものの、福島・宮城で停電や断水等の被害が出ました。そのため、県生協連として福島県新地町に対し10万円の見舞金を贈りました。
- ② 日本生協連及び全国の生協、県生協連加盟の各会員生協もコロナ禍の中で被災地支援が厳しい状況の中、募金活動やボランティア活動に取り組みました。
今後も、地震や水害の被災者・避難者の支援活動を継続していきます。

Ⅳ 会員生協の活動

【地域生協の活動】

生活協同組合コープおおいた

1. 商品活動

- ① 「エシカル消費」はイベント以外では職員学習に留まりました。地域で組合員が学習する機会を提起し、より身近な言葉にできる取り組みを行っていきます。その他、生活に身近なテーマを設定し、学習会開催を提案していきます。
- ② 一人でも参加できる産地工場見学は、組合員活動と連携したオンライン視察、産地交流会に踏襲し、日常での商品学習と目で見える点検活動としての動画配信を積極的に準備します。
- ③ 成果の出ていない「援農」企画は組合員活動とは分離して組み立てます。職員援農も実施し、組合員参加の際の講師として役割が発揮できるようにしていきます。
- ④ 単協で発生するアレルギー表示ミスを撲滅するための対策強化を行っていきます。特に、店舗現場での発生原因の多くを占める人的ミスの余地がないよう行程点検活動を進めます。
- ⑤ (株)夢ファームおおいたの商品、(株)ハートコープおおいたの商品供給の大幅増加を図ります。

2. 事業活動

- ① 宅配事業では、仲間づくりの手法を多様化し、カタログ配布枚数のアップにつなげます。特に、子育て世帯を中心に認知度をアップさせるための手段を研究します。
- ② 店舗事業では利用状況による分析を行い、来店客数減少への対策を立案していきます。また、店舗利用に間隔がある組合員へのアプローチなど、複合的に対策を組み立て実践していきます。
- ③ 移動店舗販売はコース効率を高め、1人当たり平均利用額1,580円、週当たり利用人数3,050人をめざして引き上げを図ります。効率の良くないコースでは停留所の入れ替えを検討します。
- ③ 共済事業では予定される制度改定の対象層や学生総合共済の対象者に対して、加入に向けたお誘い活動を強めていきます。また、CMによる認知度アップや「はじめてばこ」でのイメージアップを最大限に生かし、0歳児からジュニア世代の加入促進を図ります。
- ④ 福祉事業では既存事業所はそれぞれに利用者数のアップによる安定収益を維持させます。サービス付き高齢者向け住宅「彩（いろどり）白杵」は満室稼働を早期に実現し、利用者の満足度を向上させることに注力します。

3. 組合員活動

オンラインを使った企画は環境が戻っても継続し、一人でも家庭から参加できる企画を維持します。また、商品テーマにした企画を増やし、PB商品の浸透に寄与できる内容

を多くしていきます。

4. 地域・社会貢献

- ① 包括連携協定未締結の自治体は4市1村となりました。引き続き、コネクトづくり並びに締結協議を継続していきます。
- ② 買い物弱者支援では、行政や社協の持つインフラ活用で可能な方法はないか、店舗からの距離と関係なく、現地自治体等との連携で不規則の買い物機会の提供ができないかを検討します。
- ③ 生活困窮者支援では、支援物量の150%増を目指した広報を行います。あわせて、店舗での廃棄ロス活用のための要件づくりを行っていきます。
- ④ 居場所づくりの調査研究を進めてきました。まずは1拠点（常設）の開設を優先し、不規則開設場所とあわせて一歩前進を図ります。

5. 復興支援活動

可能なところから企画を再開し、新しい取り組みも検討しつつ12年目の取り組みを行っていきます。「買い支え」の継続に加え、「学習」企画はふくしま報告会の復活とオンラインを使った「ALPS処理水海洋放出問題」の次のテーマについて、認知されていない点の学習を深める機会を提供します。

日田市民生活協同組合

1. 新型コロナウイルスは未だ終息の見通しがつかぬまま、加えてロシアのウクライナへの軍事侵攻という断じて容認できない事態となり、世界中が大混乱の中での年度スタートとなりました。

今年で47年の事業年度を迎えた日田市民生協は、事業継続の判断も考えねばならないとても厳しい経営状況となっております。この間、幾度とあった困難な状況に陥った時は常に原点、本に戻りました。日田市民生協の原点である存在意義、理念である“生協は常に組合員の幸せのためにある”を事業の中心に据え、『当たり前のことを当たり前』を年度スローガンとして以下の事業目標達成のため、実践項目を掲げ組合員・職員とともに事業活動に取り組んでまいります。

2. ウクライナを見た時、私たちの今の幸せは決して当たり前ではない。当たり前を続けていく事はとても困難で大切なこと。誰にもできそうで誰もやれない。

そんな当たり前のことに日々取り組み、決して今日の幸せは当たり前じゃないことに感謝しつつ年度をスタートさせましょう。

【事業達成項目】

1. 地域にあって組合員に必要とされるお店舗づくり。
2. 事業継続のための店舗事業の黒字化。
3. 特販・買い物支援を通して、組合員・地域への貢献。
4. 共済事業を通じて組合員への困った時のお役立ち。

【実践・実行項目】

1. 売り場、作業場、職場の整理整頓、清掃。
2. 時間を守る、約束を守る。
3. 職場内、外での明るい先手の挨拶。
4. 小さな事・当たり前に磨きをかける。

グリーンコープ生活協同組合おおいた

1. 組合員活動として、以下の5つの柱に取り組んでいきます。
 - (1)「グリーンコープ運動」を通して、仲間づくりと利用普及を楽しく進めます。
 - (2)「いのちを育む食べもの運動」で、安心・安全を力強く伝えます。
 - (3)「環境」・「平和」・「脱原発」運動で、子どもたちの未来をしっかりと守ります。
 - (4)「住んでいる街を住みたい街に」、グリーンコープの福祉をやわらかく地域に広げます。
 - (5) 私たちの「お店」と「キープ&ショップ」を全力で応援します。
2. 2021年度も、新型コロナウイルスは収束の気配を見せず、新たな変異株も登場し私たちの生活に不安を与えています。そうした状況の中、オンラインの活用や感染拡大防止策を徹底した上での配達・店舗での取り組みにより、これまで組合員活動に参加しにくかった組合員の新たな参加や、商品の利用の拡充を獲得しました。2022年度は、その経験をさらに活かし、グリーンコープ運動の更なる広がりを目指していきます。
3. 気候変動による環境の変化、子どもの貧困、稼働を続ける原子力発電所、ゲノム編集食品の広がり、少子高齢化社会、増加する高齢単独・夫婦のみ世帯、人口減少に向かう地域など、様々な課題を社会・地域は抱えています。グリーンコープは、その一つひとつに向き合い、配送センターや店舗、キープ&ショップ、ゆう★あいショップ、福祉施設（訪問介護・通所介護・居宅支援・福祉用品店）を拠点に取り組みを進めていきます。
4. 2022年度は、2021年度から続く供給のアップに伴った経営改善をさらに進め、経営基盤の一段の強化を進めます。一つの指標となる三期連続での黒字を実現し、安定した黒字経営を行います。そのために、新たな組合員の加入推進はもちろん、加入いただいた組合員に末永く利用いただくことによる事業拡大と、既存の組合員を基本とした供給拡大を引き続き進めていきます。

【職域生協の活動】

大分県学校生活協同組合

2022年度は、第20次中期計画3ヶ年計画（2022～2024年度）の初年度となります。

学協部会の第20次中期経営計画策定指針を基本に大分県学校生協の2021年度までの進捗状況を検証した上で「安全・安心で豊かな暮らしの提供、事業の改革・改善及び経営・財務基盤の確立、地域貢献できる生協」を目指し、以下の重点方針を中心に取り組んでいきます。

1. コンプライアンスに則った組織運営を行い、現職組合員の拡充と定食組合員の管理を進め、組織の活性化をめざします。
 - ① コンプライアンスに則った組織の運営を行います。
 - ② 現職組合員の加入促進を継続して取り組みます。
 - ③ 退職組合員活動の活性化へ向けた運営への参加拡大に取り組みます。
 - ④ 生協係との良い関係を維持し、学校現場での学校生協の活動を維持します。
 - ⑤ 組合員に対し、生協活動の理解を深めるための広報活動を充実させます。
 - ⑥ 学校現場における働き方改革の影響を注視しながら組織委員・商品委員・生協係との連携強化を図ります。
2. 事業体として経営数値の改善と安定化を図り、学校生協としての協同と連帯に貢献できる人材を育成します。
 - ① 経常剰余金での黒字をめざす経営に体質改善を進めます。
 - ② 月度計画に対する予実管理のスピードアップと迅速かつ効率的な対策を可能とする管理構造とします。
 - ③ 学校生協の発展に寄与できる次代の中核人材の育成に努めます。
 - ④ 時代に即した新たなビジョンを策定します。
3. 社会構造の変化に対応した事業の再構築を進め、事業剰余金での黒字をめざします。
 - ① 組合員を取り巻く環境変化に応じた事業システムに改善します。
 - ② 強化月間等も含めた組合員への事業告知を効率的に行います。
 - ③ 剰余率の高い自主供給事業の拡大を図ります。
 - ④ 事業剰余金の継続した黒字化をめざします。
 - ⑤ 組合員に貢献できるサービス事業の充実・拡大を進めます。
 - ⑥ インターネット等を活用した事業の拡大をめざします。
4. 教職員を取り巻く内外の関連団体との連帯・連携を推進し、各地の被災地の復興に貢献します。
 - ① 全国学校生協の協同と連帯をさらに推進します。
 - ② ブロック枠にとらわれない事業交流や情報交換をさらに深めます。
 - ③ 学校用品との連携と新たな事業の開発を検討します。
 - ④ 他の教職員福利厚生団体との交流を深め、事業内容の整理等を検討します。
 - ⑤ 地域の防災対策並びに災害援助等に協力します。
 - ⑥ S D G s の達成に向けた取り組みを進めます。

大分県高等学校生活協同組合

1. 組織活動

学校訪問や生協委員会等を利用して、新採用者をはじめ過年度採用者の未加入者に対して、積極的に新規加入に取り組みます。今年度の退職者に対して、年内から継続利用をお願いし、脱退者の減少に努めます。10月・11月に出資金増資運動を行い、組合員の協力により出資

金の増額と1人当たりの出資金の増額に取り組みます。

2. 供給活動

年3回の共同購入（強化月間）の案内（チラシ等）に力を入れ、利用者数・利用高の増加に取り組みます。県内職域生協と共同で地産地消の県産品愛用運動に積極的に取り組みます。独自企画（回覧企画）の食料品（ハム・果実等）の組合員への周知と新しい商品開発により、毎月の利用者数・利用高の増加に取り組みます。

3. 経営活動

コンプライアンスを遵守して経営の健全化と改善に努め、生協委員との協力関係を深め、組合員相互の連帯と生協活動への理解に努めます。組合員数の増加に取り組み、事業活動の活性化により利用者数・利用高の増加を図ります。新型コロナウイルスの感染拡大により社会生活が厳しい状況ではありますが、事業経費の削減に取り組み、経常剰余金の増加に努めます。

大分大学生生活協同組合

1. 2022年度方針及び予算のポイント

<基本方針>

新型コロナの影響が残る中、キャンパスに帰ってくる組合員が困っていることに取り組み、組合員や大学からも「やっぱり生協がいいね」と認識してもらえる生協をめざします。

<重点課題>

第8次中期計画の1年目として、新型コロナ感染対策をしっかりと行った上で、来店者数を利用のバロメーターとし、ミールカードホルダーの回復、食堂及び飲食分類の利用機会の回復を最重点課題とします。

<具体的課題>

- ① コロナ科でも利用の柱になっていた教習所や校費、食材利用の伸長を引き続き維持します。
- ② キャリア形成をサポートする講座申込の伸長や学びのICT事業の推進に取り組みます。
- ③ パン・米飯・内製弁当やベーカリーをはじめとする購買飲食分類の利用回復を目指します。
- ④ 外販機能を強化して教職員の困ったことの解決、加入や参加の窓口づくりを進めます。
- ⑤ 食堂利用者数を2019年度の8割回復を目指します。
- ⑥ 生協の住まい紹介の安心、信頼、便利を高める取り組み（総合化）を進めます。
- ⑦ 新入生に「生協にお任せください」と自信を持って言える新学期事業の提案を進めます。

3. 2022年度予算案

供給高は6億7,675万円（対21年+11.7%）とし、まずは来店数の回復を目指します。

人件費及び物件費は引き続き抑制しながら、経常剰余は463万円（対前年+468万円）を目指し、累積赤字の解消の第1歩とします。

大分県職員消費生活協同組合

2022 年度は、引き続き人件費の見直しや、事業経費の節減を進めます。

また、供給高の増加策として、自治労会館に戻ることから会館を拠点としたセールなど集客対策に取り組みます。共同購入・商品あっせん事業充実や手数料増加のための新規指定店・新規事業の開拓、県と連携した各種事業、ホームページを活用した事業等を積極的に展開していきます。

安定した事業運営と職員の資質向上・業務研さんのもと、第 4 次中期経営計画（2022 年度から 2024 年度）を策定し、黒字化に向けて取り組みます。

自治労大分県本部信用販売生活協同組合

1. 2022 年度は、第 4 次中期事業計画の最終年として、県産品愛用運動をさらに充実・強化させるとともに、自治労生協 O C カードの利用促進、葬祭・住宅事業の斡旋、各種保険事業等を推進し、2022 年度の供給目標と利益目標の達成に取り組みます。
2. 組織面では、引き続き各単組の生協事業推進体制の充実・強化に向け、意見交換や説明会等に取り組みます。

大分県労働者総合生活協同組合

1. 住宅事業

- ① 2022 年度は、別府市「新別府」、大分市「津守」2 区画、新規分譲用地「横尾」9 区画の販売を主に、外部注文住宅の受注を目指します。
- ② リフォーム事業は、関係団体の広報誌や教宣チラシ及での周知を行い、組合員様のご希望に合ったプランのご提案をさせていただきます。
- ③ 賃貸事業では、特に、好評いただいている総合生協中央パーキングプリペイドカード（10,000 円券を 7,400 円、5,000 円券を 4,300 円）の販売促進、リピーターの利用促進に努めます。

2. 旅行事業

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、組合員への安定的な旅行サービスを提供するために大手旅行社との提携を強め、組合員・協力団体のニーズに合った商品提供や、出張チケット対応の諸問題を解決し、各労組行事の受注拡大を図ります。
- ② 国・自治体の観光業への経済支援策を積極的に活用し、事業の回復に向けて取り組みます。
- ③ 2021 年度に引き続き、新規団体顧客の獲得を重点課題として、新規団体紹介の特典をアピールし、事業の拡大を図ります。

【医療・福祉生協の活動】

大分県勤労者医療生活協同組合

1. 出資・利用・参加の原則に則った運動の展開

新規組合員の加入促進と出資金の増強に取り組みます。特に近年は組合員・出資金が減少・減額傾向にあることから、労働組合・福祉団体・企業の組合員にも増資を要請するとともに、新規組合員の加入の働きかけをします。また、本年度も残高通知の発行により、組合員数の整理・把握を行うとともに、みなし自由脱退の処理を行います。

2. 病院・診療所・介護事業の利用促進

病院・診療所、そして介護事業の利用促進のため、1日当たりの患者数・利用者数の目標を設定し取り組みます。健診や地域活動を通じて企業や団体、地域の方々へ事業所の利用を勧めるとともに、機関紙やホームページなどを活用し利用拡大を図ります。

3. 関係諸団体との連携強化と情報宣伝活動の取り組み

勤労者医療生協の運動発展・強化のために、各団体との連携を強化します。また、医療生協活動への理解と参加を促進し、組織活動の活性化や事業の利用拡大を図るために情報宣伝活動に取り組みます。

大分県医療生活協同組合

2019年末に確認された新型コロナウイルスは瞬く間に世界に広がり、次々と変異を繰り返しながら感染性や病毒性を増強しつつ拡大を続けています。新たな治療薬、ワクチン接種も進んでいますが、変異株の影響もあり流行を重ねるたびに感染者数が増加している状況です。

長引くコロナ禍により雇用情勢の悪化や貧困と格差の拡大に歯止めがかけられず、感染への不安と感染拡大による経済への影響、併せて、私たちの日常生活にも制限がかかり、医療生協の地域活動にも影響を及ぼしています。

このような中、2022年度は「医療生協の地域包括ケア」をすすめ、事業と運動で地域に貢献できる医療生協を目指します。特に以下の取り組みを重視して推進します。

- (1) 医療生協の事業と運動を支える組織強化、特に組合員ふやしの取り組みを重視します。
- (2) 医療生協の活動を担う「担い手」を増やす取り組みを強化していきます。
- (3) 事業所の活動を支える職員の育成、やりがいのある働きやすい職場づくりをすすめます。
- (4) 医療生協の経営改善を一層すすめ、事業活動に必要な資金の確保を目指します。

2022年度【活動スローガン】

- 大分県医療生協のネットワークの力と知恵を発揮して、地域の中で社会的な孤立をつくらない、そして組合員の「困った」の相談にのろう。
- 「戦争反対」「核兵器NO」の声を全国、世界に広げよう。
- 協同の力で、地域に貢献できる医療生協の事業所を目指そう。

- 医療生協の事業と運動を担う人づくりの確保と育成をすすめよう。
- 組織強化（組合員・出資金・担い手・班づくり）で医療生協の土台を大きく強化しよう。
- 医療生協の理念、「いのちの章典」の実践で医療・介護・福祉サービスの向上を目指そう。
- 年度の経営目標を全事業所で達成して、将来展望を切り開こう。

医療生協の地域包括ケアを事業と運動で推進します。

医療生協のネットワークを広げ、総合力を発揮して健康づくり、いのちとくらしを守る取り組みを広げます。

- ① くらしや健康づくりのネットワークを広げる居場所づくりに取り組みます。体操教室、健康相談会などを定期的に開催して、立ち寄りたくなる「居場所」を各支部に作ります。スクエアステップの取り組みを更に広げ、健康づくり活動の柱として広く展開します。

また、小規模のウォークイベントを開催し、多くの人が参加しやすい健康づくりイベントにも取り組みます。

- ② 人生を豊かに過ごすための 8020 運動を推進して、食べる力を育てる取り組みをすすめます。多世代の交流の場として「みんなの食堂」「子ども食堂」の取り組みを継続します。また、地域と交流を広げる「マルシェ」などの取り組みも広げていきます。
- ③ 各支部で「なんでも相談会」の開催や組合員訪問を行い、地域の「困った」の拾い上げに積極的に取り組みます。組合員と職員が参加する「地域包括ケアカンファレンス」を開催し、ひとりの「困った」の共有と検討を行い、暮らしやすい地域づくりをすすめます。
- ④ ささえあい活動の理解を深めるため「ささえあい講座」を開催します。「ささえあいシート」年間 50 件以上を目指します。
- ⑤ オンラインや SNS を活用し、健康づくりに役立つ情報をより広く組合員に共有します。

大分県福祉生活協同組合

地域の要求に応え「誰もが安心して住み続けられる地域づくり」を進めます。

2022 年度は累積赤字の解消の第 4 年度です。実行できる事業経営を行います。

気軽に集まれる居場所づくりや、新型コロナの感染対策に力を入れます。

1. デイサービス事業と給食事業を中心に事業を展開します。

通所介護事業（デイサービス）では更に内容を豊かにし事業基盤を行います。

地域の人に選ばれるデイサービス、地域の人が集うデイサービスをめざします。

2. 「給食事業」を事業経営の大黒柱です。地産地消、食の安全など内容の充実に努力します。

又、配食サービスを通して、地域高齢者の見守り活動を行います。

3. 組合員加入者 100 人に取り組みます。三重町地区の生協支部づくりに取り組みます。

4. 共同して事業展開に取り組んでいる、医療法人ニコニコ診療所と福祉生協から情報の発信をホームページで行います。

5. 健康教室の取り組みは、コロナ感染拡大状況を見ながら、野津地域や三重町地域において今年度も継続し取り組みます。

6. 高齢者スポーツであるニコニコ杯グランドゴルフ大会を開催します。

2022年度収支予算書

2022年4月1日～2023年3月31日

大分県生活協同組合連合会

【収益の部】

科 目	2021 年度予算額	2021 年度決算額	2022 年度予算額	前 年 予 算 比
県 連 会 費	15,846,900	12,724,050	15,494,800	97.8%
県 委 託 費	623,700	623,700	623,700	100.0%
役員退任慰労金積立金繰入	0	0	0	
役員退任慰労金引当金繰入	0	0	0	
雑 収 入	90,000	98,428	90,000	100.0%
収 益 合 計	16,560,600	13,446,178	16,208,500	97.9%

【費用の部】

科 目	2021 年度予算額	2021 年度決算額	2022 年度予算額	前 年 予 算 比
役 員 報 酬	3,600,000	3,600,000	3,600,000	100.0%
雑 給	1,080,000	1,113,100	1,130,000	104.6%
福 利 厚 生 費	50,000	37,180	50,000	100.0%
役 員 退 任 慰 労 金	60,000	40,000	120,000	200.0%
役員退任慰労金引当金繰入	300,000	300,000	300,000	100.0%
人 件 費 合 計	5,090,000	5,090,280	5,200,000	102.2%
教 育 ・ 文 化 費	1,696,000	152,853	1,690,000	99.6%
広 報 費	1,358,000	1,208,410	1,358,000	100.0%
研 修 費	1,700,000	957,837	1,650,000	97.1%
調 査 研 究 費	220,000	14,000	220,000	100.0%
会 議 費	412,000	367,765	438,000	106.3%
組 織 活 動 費	70,000	46,072	70,000	100.0%
県 生 協 大 会 費	190,000	0	190,000	100.0%
旅 費 交 通 費	650,000	484,035	600,000	92.3%
諸 会 費	1,784,000	1,784,000	1,784,000	100.0%
事 務 用 品 費	240,000	143,899	240,000	100.0%
渉 外 費	1,250,000	413,660	1,250,000	100.0%
通 信 費	232,000	213,877	242,000	104.3%
地 代 家 賃	480,000	480,000	480,000	100.0%
租 税 公 課	1,000	1,439	2,000	200.0%
雑 費	200,000	179,708	200,000	100.0%
寄 付 金	200,000	300,000	200,000	100.0%
減 価 償 却 費	0	15,605	50,000	-
物 件 費 合 計	10,683,000	6,763,160	10,664,000	99.8%
費 用 合 計	15,773,000	11,853,440	15,864,000	100.6%

【当期剰余金】

科 目	2021 年度予算額	2021 年度決算額	2022 年度予算額	前 年 予 算 比
税 引 前 当 期 剰 余 金	787,600	1,592,738	344,500	43.7%
法 人 税 等	230,000	482,200	100,000	43.5%
当 期 剰 余 金	557,600	1,110,538	244,500	43.8%

役員報酬決定の件

2022年度の役員の報酬については、下記の総額の範囲とし、その範囲内における役員の報酬額、支給方法などについては、理事会の協議に一任願います。

理事の報酬	総額	3,600,000 円以内
-------	----	---------------

役員選任の件

定款第21条（役員の選任）及び役員選任規約第8条（役員選任議案の説明及び採決）に基づき、役員の選任（理事・監事）を提案します。

1. 役員の定数は定款第20条により、次のように定められています。

- (1) 理事 10人以上15人以内
- (2) 監事 2人

2. 役員の選任については、役員選任規約第2条で、次のように定められています。

1. 役員の選任に当たっては、理事については以下の選任区分を設け、監事については全県区分として役員候補者を選出する。

- (1) 全県区分
- (2) 分野区分

2. 理事の全県区分においては、生協運営全体の観点から選定する常勤役員及び有識者理事の候補者を選定する。

3. 理事の分野区分においては、理事会において定めた会員生協毎に理事を選定する。

3. 役員候補者選任の経過

1. 定款第20条・第21条及び役員選任規約第5条・第6条・第11条に基づく役員選任について実施するために、3月8日に開催した第5回理事会において役員推薦委員会の委員（5名以内）を決定しました。

2. 定款第20条・第21条及び役員選任規約に基づき、5月19日付で役員選任の公告を行い、5月31日に締め切りました。

3. 5月27日開催の監事会において、定款第21条及び役員選任規約に基づき、「監事候補者の選任」について協議を行い、当該監事候補者の選任を総会に付議することが同意、確認されました。

4. 6月6日開催の役員推薦委員会において、役員選任規約に基づき役員候補者の選考を実施し、選考結果を会長理事に報告しました。

5. 6月6日に開催した第7回理事会において、第69回通常総会の第6号議案として提案することを確認しました。

2022 年役員選任における役員候補者名簿

(注：略歴・現職は6月28日現在のものです。)

(理事候補者 13 名)

No.	区 分	氏 名	略 歴 ・ 現 職	
1	分野区分	青 木 博 範 1961年生	1996年6月 2008年6月 2012年6月 2013年6月	生活協同組合コープおおいた常務理事 生活協同組合コープおおいた専務理事 生活協同組合コープおおいた理事長 大分県生活協同組合連合会会長理事
2	分野区分	後 藤 哲 也 1964年生	1987年4月 1993年5月 1997年5月 2000年6月 2006年6月	日田市民生活協同組合入職 日田市民生活協同組合常務理事 日田市民生活協同組合専務理事 大分県生活協同組合連合会監事 大分県生活協同組合連合会理事
3	分野区分	日 隈 健 一 1965年生	2006年3月 2008年6月 2018年6月 2018年6月	グリーンコープ生活協同組合おおいた店舗事業部長 グリーンコープ生活協同組合おおいた常務理事 グリーンコープ生活協同組合おおいた専務理事 大分県生活協同組合連合会理事
4	分野区分	高 瀬 宏 一 1957年生	1980年4月 2008年4月 2011年6月 2012年6月 2016年4月 2016年6月	大分県学校生活協同組合入職 大分県学校生活協同組合統括部長 大分県学校生活協同組合常務理事 大分県生活協同組合連合会監事 大分県学校生活協同組合専務理事 大分県生活協同組合連合会理事
5	分野区分	三重野 修 次 1952年生	2007年4月 2010年4月 2013年4月 2017年6月 2017年6月	別府市立別府商業高等学校校長 大分県立情報科学高等学校校長 大分高等学校常勤講師 大分県高等学校生活協同組合専務理事 大分県生活協同組合連合会理事
6	分野区分	磯 崎 修 治 1967年生	2012年5月 2016年5月 2016年7月 2020年6月 2020年6月	立命館生活協同組合常務理事 福井大学生生活協同組合常務理事 福井大学生生活協同組合専務理事 大分大学生生活協同組合専務理事 大分県生活協同組合連合会理事
7	分野区分	政 丸 佐智夫 1956年生	1975年6月 2007年5月 2017年4月 2017年6月 2017年6月	大分県庁入職 大分県職員消費生活協同組合理事長 大分県職員消費生活協同組合事務局長 大分県職員消費生活協同組合専務理事 大分県生活協同組合連合会理事
8	分野区分	首 藤 俊 一 1964年生	1989年4月 2019年4月 2019年6月 2019年6月	自治労大分県本部入職 自治労大分県本部信用販売生活協同組合常務理事 自治労大分県本部信用販売生活協同組合専務理事 大分県生活協同組合連合会理事
9	分野区分	和 泉 吉 信 1962年生	1987年4月 2021年7月 2021年8月	全国労働者共済生活協同組合大阪府本部入職 大分県労働者総合生協専務理事 大分県生活協同組合連合会理事

10	分野区分	塩 月 裕 市 1968年生	1990年 4 月 2017年 2 月 2018年 4 月 2020年 9 月 2021年 6 月 2021年 6 月	豊後大野市役所入職 自治労豊後大野市職員連合労組執行委員長 連合大分副事務局長 大分県勤労者医療生活協同組合常務理事 大分県勤労者医療生活協同組合専務理事 大分県生活協同組合連合会理事
11	分野区分	吉 田 ^{ただし} 1974年生	1998年 1 月 2016年 6 月 2021年 6 月 2022年 4 月 2022年 6 月	大分県医療生活協同組合入協 大分県医療生活協同組合常任理事 大分県医療生活協同組合常務理事 大分県医療生活協同組合副専務理事 大分県医療生活協同組合専務理事
12	分野区分	兒 玉 ^{たつ} ^{ふみ} 達 典 1964年生	2000年 5 月 2015年 3 月 2015年 3 月 2016年 4 月 2020年 7 月 2020年 8 月 2022年 6 月	(医) ニコニコ診療所入職 (医) ニコニコ診療所退職 鍼灸マッサージ治療院つぼみーる開所 大分部品(株)入社 大分部品(株)退社 (医) ニコニコ診療所入職 大分県福祉生活協同組合常任理事
13	全県区分	河 原 伸 明 1954年生	1977年10月 2005年 9 月 2009年 5 月 2009年 6 月 2019年 6 月	自治労大分県本部入職 自治労大分県本部信用販売生活協同組合常務理事 自治労大分県本部信用販売生活協同組合専務理事 大分県生活協同組合連合会理事 大分県生活協同組合連合会専務理事

(監事候補者 2名)

No.	区 分	氏 名	略 歴 ・ 現 職	
1	全県区分	江 藤 隆 康 1963年生	2009年 4 月 2011年 4 月 2014年 4 月 2014年 6 月 2014年 6 月	生活協同組合コープおおいた組織支援本部長 生活協同組合コープおおいた店舗事業本部長 生活協同組合コープおおいた宅配本部長 生活協同組合コープおおいた専務理事 大分県生活協同組合連合会監事
2	全県区分	萩 原 潤 1974年生	2011年 3 月 2013年 6 月 2016年 6 月	グリーンコープ生活協同組合おおいた管理部長 グリーンコープ生活協同組合おおいた常務理事 大分県生活協同組合連合会監事

役員退任慰労金の件

役員退任に伴い、役員報酬及び退職慰労金に関する規則第11条（非常勤役員退任慰労金）に基づき支給することについて、理事会に一任願います。

議 案 決 議 効 力 発 生 の 件

本総会の各議案について、議案の本旨に反しない範囲の運用や字句の修正を理事会に一任していただくよう提案します。

「資料」

「2022年度大分県予算編成ならびに行政執行に関する要望書」について(回答)

2021年10月4日付けで要望のあった上記のことについて、下記のとおり回答します。

2021年12月27日

2022年度要望事項	回 答
1 コロナウイルス感染症及び被害に対する支援について要望します。 引き続き、新型コロナウイルス感染症対策及び被害に対する支援について、次の事項を要望します。 (1) 大分県内全ての医療機関、介護事業所に対する減収補填や、医療体制確保のための支援金・補助金の継続について政府へ要請するとともに、大分県独自の補助金・支援金の継続を要望します。	(1) 医療機関に対しては、県が本年夏に実施した調査によると、保険診療収入はコロナ患者の受入の有無に関わらず、約6割の医療機関でコロナ以前の状況には戻っていない状況です。このような状況を踏まえ、受診・利用控えにより減収が生じている医療機関等への支援を行うよう、全国知事会を通じて、また11月には県から直接国に要望しています。 医療体制確保のための支援金・補助金については、国の来年度予算概算要求で要求されていますが、予算化に向け、あらためて国に要望しているところであります。 県独自の補助金としては、医療現場の負担軽減のため、新型コロナ患者入院病室の清掃外部委託を促進するための補助金を今年度から始めましたが、来年度も引き続き実施していきたいと考えています。 介護事業所に対しては、新型コロナの感染防止対策を支援するため、すべての介護サービス事業所を対象に、令和3年4月から9月までの間、介護報酬の特例加算(年0.1%)が実施されています。10月以降については、これに替わり、補助金による支援が実施されることとなり、本県において、その準備を進めているところであります。 なお、通所系の事業所については、新型コロナの影響を一層受けやすいと考えられることから、前記の支援とは別に、利用者数が一定の割合減少した場合に、介護報酬を加算する特例措置が令和3年4月から継続実施されています。 介護事業所の行う感染対策への支援については、今後も、必要とされる支援が実施されるよう、引き続き、国に対して要望していきます。 (所管課：医療政策課・高齢者福祉課)
(2) 新型コロナウイルス感染症の影響で経済的に困窮された方に対し、現行の支援制度をさらに拡充するよう政府に要請するとともに、県独自の支援制度の拡充を要望します。	(2) 生活福祉資金の特例貸付については、住民税非課税世帯に限定している償還免除要件の緩和等を行うよう、全国知事会を通じて国に要望しているところであります。 あわせて、新型コロナウイルス生活困窮者自立支援金についても、収入が減少し、生活に困窮する方に必要な支援が行き渡る制度となるよう、支給要件の緩和等を要望しています。 今後とも、これらを含めた様々な支援策の周知に努め、その活用を促していくとともに、国の新たな動きも注視しながら適切かつ迅速に対応していきます。 なお、介護保険料の減免については、国の財政支援により各市町村において行われており、今年度、減免基準の一つである所得金額上限の引き上げにより、保険料全額が免除となる対象範囲が拡大されたところであります。 また、国保税の減免については、減免自治体の自治体負担分に対し引き続き国において全額財政支援を行うよう、全国知事会等を通じて国に要望しています。 (所管課：福祉保健企画課・国保医療課・高齢者福祉課)
(3) 新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、PCR検査体制の整備と必要な財源の確保を要望します。	(3) 県内には500を超える診療検査医療機関があり、国の補助等も活用しながら、新型コロナへの感染が疑われる場合は速やかに最寄りの医療機関で受診・検査できる体制を整えています。 (所管課：感染症対策課)

2022年度要望事項	回 答
(4) 新型コロナウイルス感染症への対応のため、保健所の機能強化・拡充及び医療体制の充実・強化を緊急に検討するよう要望します。 (5) 新型コロナウイルス感染者やその家族、濃厚接触者への差別対策及び風評被害対策について、引き続き実施するよう要望します。 (6) コロナ禍に乗じた消費者被害の防止に向け、引き続き県民に対し広報・啓発等に努めるよう要望します。	(4) 新型コロナウイルス感染症への対応強化を図るため、保健所では、感染症対策を担う保健師等の増員や、本庁及び近隣地方機関からの応援職員の派遣などを行うとともに、時間外の電話受付や検体搬送・患者移送業務の外部委託、患者の健康観察等を行う民間看護人材の活用など、適宜対策を講じています。併せて、感染症対策以外の業務は本庁で対応するなど、全庁を挙げて、保健所の機能強化を図っています。また、対策を講じて、なお保健所の人員確保が困難な場合には、市町村職員による応援派遣を受けることができるように、17市町村（保健所設置市である大分市を除く）と保健所業務の応援に関する協定を締結したところです。 入院病床については、国が第5波における最大入院者数の1.2倍の確保を各都道府県に要請していますが、本県では、既に、第5波における最大入院者数268人の約1.8倍となる506床（12/1時点）を確保しています。また、重症化を防ぐ中和抗体療法実施病院の拡大や宿泊療養施設（12施設（1,319室）と協定締結済）の機動的な運用に取り組むことで、入院病床の回転率を向上させ、治療の必要な方が円滑に入院できる体制を維持しています。 第5波の際には、療養中に症状が悪化した方などが入院を待つ間、酸素吸入等が行えるよう宿泊療養施設の一つを臨時の医療施設としたところですが、再拡大に備え、野戦病院的な臨時の医療施設の開設についても検討しているところです。 （所管課：福祉保健企画課・医療政策課） (5) 県では、新型コロナウイルス関連の差別の解消に向けて、県ホームページや広報紙で県民に対し「正しい情報に基づいた人権に配慮した行動」を呼びかけるとともに、相談窓口の設置や、チラシ・のぼり・横断幕の作成・掲示、新聞広告やテレビCM、街頭モニターなど各種媒体を活用して啓発に取り組んでいます。また、感染者数の公表時に学校名を公表しないなど、公表内容の見直しを適宜行うとともに、差別や偏見の防止を目的とした「シトラスリボン運動」については、県ホームページで紹介し、生活環境部内でも取り組んでいるところです。 感染者やその家族、濃厚接触者等への不当な差別や風評被害が生じないように、今後とも引き続き啓発活動に取り組めます。 （所管課：人権尊重・部落差別解消推進課） (6) 昨年3月から6月にかけて、新型コロナウイルス感染症に便乗した「身に覚えのない商品の送り付け」の事案が全国で発生したことから、県のホームページやSNSにより、身に覚えのない商品が届いた際の対応方法についての情報提供を行いました。 また、今年に入ってから、ワクチン接種に便乗し、行政職員等になりすましてお金をだまし取るとする不審電話の相談が全国で寄せられたため、新聞広告等により注意喚起を行ったところです。 今後とも、消費者庁や警察本部との連携のもと、最新の情報等の収集に努め、被害予防のための広報・啓発を進めていきます。 （所管課：県民生活・男女共同参画課）
2 消費者行政の充実・強化について要望します。 (1) 今後も地方消費者行政強化交付金の拡充に向け、全国知事会と共に政府に働きかけていくことを要望します。 (2) 県民の消費生活の安定と向上のため「第4次大分県消費者基本計画」に基づいて、大分県の消費者行政を推進されることを要望します。	（所管課：県民生活・男女共同参画課） (1) 地方消費者行政強化交付金の令和4年度当初予算案については、17.5億円が閣議決定されており、令和3年度補正予算との合計で、31.5億円が確保されています。県といたしましても市町村の要望額と合わせて最大限の交付金の確保に努めてまいります。また、全国知事会においては、毎年国に対して消費者行政予算の確保を要望しており、引き続き全国知事会と共に政府に対して働きかけを行ってまいります。 (2) 「大分県消費者基本計画」の推進にあたっては、貴連合会をはじめ、関係団体に御協力をいただき、着実な成果を上げているところです。「第4次大分県消費者基本計画」につきましても、5つの基本目標を掲げ、安全・安心で、消費者が主役となる豊かな社会の実現を目指すこととしています。 生活協同組合の皆様には、エシカル消費の普及啓発や食育の推進、脱炭素社会づくりに向けた取組の推進、食品ロス・ブラごみの削減、さらには、買い物弱者支援、災害時・緊急時の支援など、幅広い御協力をいただきますようお願いいたします。

2022年度要望事項	回 答
(3) 消費生活相談員は、大分市以外の市町村では人員が不足しています。消費者行政の中核を担う消費生活相談員の確保は喫緊の課題であり、引き続き消費生活相談員資格取得に向けた講座や講習会を開催するとともに、引き続き消費生活相談員の処遇改善に向けた諸施策の実施を要望します。 (4) 消費者教育推進に向け、消費者自身による学習と工夫によって生き生きと多彩な活動ができるよう、引き続き消費者団体等への活動支援を要望します。特に、成年年齢の引き下げもあり、若年層への対応について、教育機関等と連携し、学校教育における消費者教育の充実・強化を要望します。 (5) プラスチックごみによる海洋汚染など海の環境は危機的状況に陥っています。プラスチックごみの環境等への影響を低減させるため、使用量の削減(マイバック運動等)、不法投棄の防止等について、引き続き事業者及び県民への啓発を行なうことを要望します。 また、今年6月にプラスチック資源循環促進法が制定されましたが、今後、事業者や市民への具体的な対応を示されるよう要望します。 (6) 適格消費者団体である特定非営利活動法人「大分県消費者問題ネットワーク」は、被害未然防止のための啓発や救済活動を行っています。今後の組織運営のためにも財政基盤の強化は必要であり、引き続き消費者関連事業の委託等、支援の強化を要望します。	(3) 消費生活相談員は、消費者行政の中核を担う人材であり、その確保と資質の向上は喫緊の課題であることから、相談員の養成講座や相談員の資質向上の研修事業については、引き続き実施していきます。 加えて、今年度から新たに「消費生活相談員国家資格取得支援オンライン講座」を開催し、消費生活相談員の有資格者の確保に努めています。 消費生活相談員の処遇改善については、昨年度から地方公務員法の改正により一般職の会計年度任用職員制度が創設されたことの趣旨を踏まえ、市町村に対して消費生活相談員の処遇改善について働きかけていきます。 (4) これまでも「自ら考え行動できる自立した消費者」の育成を目指して、国、市町村、県及び市町村教育委員会、関係団体等と連携して幼児期から成人期までのライフステージに応じた消費者教育を推進しております。特に、2022年度より成年年齢が引き下げられることによる若年者の消費者被害を防止するため、高校をはじめとする学校教育における消費者教育の充実・強化に取り組んでいきます。 (5) プラスチックの使用量の削減に向けては、今年度新たに「プラスチック代替品利用促進補助金」を設け、事業者がプラスチック代替製品を導入する際の購入費への助成を行っています。引き続き、マイバッグやマイボトルの使用を呼びかけるとともに、プラスチック代替品の導入促進等に取り組めます。 また、不法投棄の防止については、監視員が県内を巡回監視、指導に当たっているほか、毎年、新聞やテレビのスポット広告を利用して不法投棄の違法性等の周知を行っています。今後も引き続き県民や事業者へ向け啓発を行っています。 新たに制定されたプラスチック資源循環促進法では、プラスチック使用製品の過剰な使用の抑制、排出の抑制、分別回収などが求められています。市町村におけるプラスチックごみの分別収集が推進されるよう支援を行うとともに、若者など広く県民に関心を持ってもらうため、アートの力を活用した意識啓発を検討するなど普及啓発に積極的に取り組めます。 (所管課：うつくし作戦推進課・循環社会推進課) (6) 大分県消費者問題ネットワークは、消費者問題に関する高い専門性を有する団体であり、これまでも広く県民に対しての消費関連の法令周知の普及・啓発や消費生活相談員の資質向上といった研修事業を委託するなど、県としても支援してきたところです。今後も引き続き連携して事業を実施していきたいと考えております。 (所管課：県民生活・男女共同参画課)
3 食の安全・安心、食品ロス削減の推進について要望します。 食の安全・安心の充実及び食品ロス削減推進に向け、引き続き、次の事項について要望します。 (1) 引き続き、消費者へ食品衛生の正しい知識と食の安全確保対策の情報を提供するとともに、リスクコミュニケーションを図るよう要望します。 同時に、食品事故の発生抑止と拡散防止のための食品安全にかかわるリスクマネジメントの充実に向け、国や関係機関と連携し、引き続き必要な措置を講じるよう要望します。	(所管課：食品・生活衛生課) (1) 県では、消費者への正しい知識の提供のために県ホームページ、フェイスブック、安全・安心メールを活用して食品による危害発生防止や食中毒予防の情報提供を行っています。一方、毎年、事業者と消費者との意見交換の場を設けて食の安全確保対策の情報についてリスクコミュニケーションを図っています。今後もこのような事業を通じて情報提供を積極的に推進していきます。 リスクマネジメントの充実につきましては、平成30年度策定した第5次大分県食品安全行動計画に基づき食の安全の確保を推進していくとともに、国や他の自治体等関係機関との広域連携協議会を通じて広域的な食中毒事案への対策の強化を図ります。

2022年度要望事項	回 答
(2) 食品衛生管理の国際基準であるHACCPによる衛生管理は、今後も中小零細事業者での導入がさらに進むと考えられますが、今後も事業者が着実に実施できるよう指導することを要望します。 (3) 食の安全や食育、食品ロス削減に関する消費者教育が充実するよう以下の事項を要望します。 ① 学校教育において、食の安全や食育、エシカル消費に関して多角的に学べる工夫を行うこと。 ② 食品ロス削減推進法に基づく「大分県食品ロス削減推進計画」の内容や10月の食品ロス削減月間等の効果的な啓発等に取り組むこと。 (4) 大分県内の食糧自給率の向上に向けて、以下の事項を要望します。 ① 今後とも県内農業者を支援するとともに、地産地消を推進すること。 ② 大分県での学校給食における地場農産物の活用、供給体制の一層の整備を進めること。	(2) HACCPの制度化に対する取組として、令和元年度から保健所職員による個別相談の対応や県内各地でワークショップ型セミナーを開催してきました。ワークショップセミナーは、その場でHACCPに必要な衛生管理計画を作り上げることができるよう、県内事業者のHACCP導入率は94.4%となりました。引き続き、中小零細事業者を含め全事業者の方に丁寧にフォローしていきます。 新型コロナウイルス感染症の影響により、HACCP講習会が延期されることもありましたが、開催回数を増やしたり、インターネットを利用したHACCP導入システムによる支援を進めています。 今後も中小零細事業者を含む全事業者がHACCPによる衛生管理を実施できるよう、引き続き支援していきます。 ① 学校では、食の安全や食を選択する能力、感謝の心など、食育に関する内容（エシカル消費を含む）について、児童生徒に家庭科の時間はもとより、体育科（保健領域）、社会科、特別活動等、学校教育活動全体を通じて指導しています。 県教育委員会では、安全な学校給食の提供や食育の充実に向け、学校給食従事者や食育の中心的役割を担う栄養教諭等に対して各種研修会を実施しています。 引き続き、食の安全や食育が推進されるよう、市町村教育委員会等に対し働きかけを行うとともに、食品ロスを減らす取組を紹介するなど、研修内容の工夫を図っていきます。 （所管課：体育保健課） ② 10月の食品ロス削減推進月間には、コンビニやスーパーで消費・賞味期限の近い商品の購入を促進する「Good Choiceで食品ロスゼロキャンペーン」や、冷蔵庫内の在庫管理により家庭での食品ロスの削減に取り組む「冷蔵庫スッキリ大作戦」等を実施しました。 今後も、「大分県食品ロス削減推進計画」を着実に実行するため、本年10月に設立した大分県食品ロス削減推進協議会を中心に削減に向けた啓発等に取り組んでいきます。 （所管課：うつくし作戦推進課） ① 県では、ファーマーズスクールの設置や経営拡大に向けた生産施設への助成など、農産物の生産拡大等に向けた幅広い支援を行っています。また、地産地消を推進し地域農業を活性化させるため、地産地消の拠点となっている直売所の魅力向上のためのPR資材作成や店舗レイアウト変更などへの支援を行っています。また、地産地消運動の趣旨に賛同し、県産食材を使用した料理を提供する県内の料理店等に対し「とよの食彩愛用店」への登録を推進するとともに、ホームページにて登録店舗の情報提供を行っています。 （所管課：地域農業振興課／新規就農・経営体支援課） ② 県教育委員会では、11月に大分県産食材の積極的な活用などを目的とした「学校給食1日まるごと大分県」、毎月1回の「食育の日」などで地場産物の活用を図っています。また、関係部局と連携し、「学校給食地産地消夏野菜カレーの日」による県産食材の消費拡大を図っているところです。 また、県産農産物の利用促進に向けて、大分県学校給食会と連携し、栄養教諭に対する県産食材を活用した給食メニューの提案を行っています。なお、今年度は、外食需要の減少している県産農水産物の消費を回復させるため、おおいと牛や冠地どり、養殖ブリ類等を希望する県内の小中学校に提供する取組を行っています。 今後も、学校給食の関係者や流通業者、生産者等と協力して、学校給食用食材の円滑な供給に取り組むとともに、安全安心な地元食材を活用した取組を継続していきます。 （所管課：体育保健課／地域農業振興課）

2022年度要望事項	回 答
③ 消費者が地元の農水産物を購入するよう啓発や推進を図ること。 ④ 種子法廃止後も、種子採取事業や検査体制を維持し、種子の安定供給を継続すること。 4 生活協同組合の育成・強化について要望します。 生協は、県の消費者行政と連携して一定の役割を果たすとともに、地域社会への貢献ができる組織であり、これからも一層その役割を果たさなければなりません。 さらに、様々な団体と協働しながら「地域社会づくり」への参加を掲げ、その具体化に向けて取り組みを進めており、生協を育成強化していくことで、安心して暮らすことができる地域社会の実現につながると確信しています。 今後とも引き続き生協に対し連携強化・経営安定のために、予算措置の中で協働事業の拡大を要望します。 5 大規模災害等の被災者支援と復興・再生及び今後の災害対策について要望します。 ここ数年、毎年災害が発生しており、今後予想される大規模災害等の被災者支援と復興・再生及び今後の災害対策について次の事項を要望します。 (1) 住民や企業に対し、南海トラフ地震をはじめ今後想定される大規模災害等の啓発活動を強めるとともに、防災・減災対策を早急に進めるよう要望します。 (2) 今後の災害対策に必要な被害想定、燃料確保、物流網の維持確保等の課題に対し、生活者の意見を反映させるよう要望します。 (3) 地震、豪雨等これまでの教訓から、災害復旧だけではなく被災地の暮らし全般の復興を視野に入れた支援体制をつくるとともに、支援のための財源の確保を要望します。	③ 県では、地産地消の推進のため、県民に県産品をPRする様々な取組を行っています。まず、県産品の県内での消費拡大に向けて、露地かぼすや白ねぎ等の「旬入り宣言」を行うほか、毎月第4金曜日を県産魚の日と定めるなど、市場や小売店と連携した取組を行っています。また、若い世代に地産地消に関心を持ってもらうため、コンビニエンスストアでの販売を前提に、県内の高校生、大学生、専門学校生から県産食材を使用したおにぎりやパンを募集する「次世代応援地産地消商品開発コンテスト」を実施しています。 (所管課：地域農業振興課) ④ 稲、麦類及び大豆の優良な種子の安定供給は、産地育成や農家経営の安定に欠かせないものと認識しています。そのため、県要綱等を整備し、優良な種子を生産者へ円滑に供給できる体制を継続しています。 (所管課：水田畑地化・集落営農課) 消費生活協同組合は、県内に58万人を超える組合員を有し、その組合員の草の根的なネットワークにより、地域に根ざした活動を行っている団体でもあり、県政を推進するうえで大切なパートナーとして、様々な分野で連携しているところです。消費者行政において消費生活協同組合を消費者団体の中核として位置づけ、消費者教育推進のための地域フォーラムの開催や消費者被害防止のための啓発リーフレットの配布など連携して取り組んでいます。 また、生活困窮者に対する家計相談事業、災害時の生活必需品の安定供給、災害ボランティア活動への支援など、さまざまな分野で連携しているほか、県の事業の広報にもご協力をいただいているところです。 加えて、コロナ禍においては、自宅療養者に対しての食糧物資の調達にもご協力いただいています。 今後とも、地域コミュニティの確かな担い手である生活協同組合との連携をさらに深めていきたいと考えています。 (所管課：県民生活・男女共同参画課) (1) 南海トラフ地震や風水害等の各種災害に備えるため、災害を疑似体験できる地震体験車や防災VRの運用をはじめ、YouTubeによる啓発動画の配信や県内量販店等との連携による防災グッズフェアの実施など啓発活動の強化を図ります。また、大雨や台風に備えて避難行動を時系列に定める「マイ・タイムライン」の普及、県民安全・安心メールやおおいた防災アプリ等の防災情報収集ツールの活用促進、防災アドバイザーの派遣による地域の防災学習会の支援など、防災意識の向上に繋がる取組を展開し、防災・減災対策を進めます。 (2) 「県防災会議」や「官民連携による災害対策ネットワーク会議」、「県総合防災訓練」等を通じ、生活者や関係機関の意見を吸い上げながら、今後の防災対策等に反映します。 (3) 平時から関係機関との連携強化に取り組み、災害時の迅速な被災者支援ができる体制づくりに努めます。また、災害被災者住宅再建支援事業等により、被災地の生活が少しでも早く安定するよう自立復興を支援します。

2022年度要望事項	回 答
(4) 災害時の災害対応拠点となる自治体庁舎・公共施設・医療施設等の耐震化を徹底するよう要望します。 (5) 学校教育における防災教育の充実を図り、避難対策等を徹底するよう要望します。 (6) 災害に便乗した悪質商法・詐欺等の予防に向け広報・啓発を徹底するよう要望します。	(4) 自治体庁舎を含めた公共施設の耐震化率は、県施設が99.6%、市町村施設が94.9%（令和2年10月調査）、医療施設の耐震化率については、災害拠点病院及び救命救急センターで100%、病院全体で86.3%（令和2年9月調査）となっており、今年度、建替工事により耐震化を完了した公共施設もあります。今後も、災害対応拠点となる施設に対して耐震化を働きかけていきます。 (所管課：建築住宅課) (5) 平成24年度から「防災教育モデル実践事業」に取り組んでおり、これまで延べ40校のモデル校において、津波、水害、土砂災害等地域の実情に応じた防災教育、訓練の手法、校内の防災体制等の改善について実践研究するとともに、公開研究発表会や各種研修会及びホームページ等を利用して取組成果の普及を進めています。 この事業の取組を踏まえ、平成29年度に「学校における防災教育の手引き」及び「防災・避難対策マニュアル2017」を作成し、防災教育の充実や、実践的な防災対策等の推進を図っています。 また、令和元年度までに各学校の中核となって防災教育や地域連携等を推進する教員である「防災教育コーディネーター」を、全ての公立学校に配置しています。 その他、「学校防災出前講座」や「高校生防災リーダー養成事業（令和2年度～）」等で児童生徒及び教職員の防災意識・知識の向上を図っています。 (所管課：学校安全・安心支援課) (6) 災害時の混乱に乗り、消費者の不安につけ込んで不要・不急の家屋の修繕を迫ったり、善意を利用して寄付金・義援金の名目で金銭をだまし取るといった悪質商法や詐欺等が発生することがあります。県では日頃から出前講座やホームページ、SNS等さまざまな方法により、その手口や撃退方法等について被害の未然防止の啓発に取り組んでいるところです。今後とも、最新の情報等の収集に努め、被害予防のための広報・啓発を進めていきます。 (所管課：県民生活・男女共同参画課)
6 生活困窮世帯への支援、子育て支援、医療費助成制度の拡充について要望します。 コロナ禍の中、生活困窮世帯は増加しており、子どもの貧困問題は大きな社会問題となっています。そのため、生活困窮世帯への支援、子育て支援、医療費助成制度の拡充について、次の事項を要望します。 (1) 生活困窮世帯への支援について、施策の拡充を政府へ要請するとともに、県独自の施策を拡充するよう要望します。	(1) 生活困窮世帯への支援については、生活福祉資金の貸付とともに、市町村社協等に設置された自立相談支援機関において、一般就労に向けた就労体験や訓練、家賃支援など、個々の実情に応じたきめ細かな支援策を講じているところであり、まずはこれら生活困窮者支援策のさらなる周知に努め、その活用を促していきます。 また、今年3月、子どもの貧困とひとり親家庭に係る2つの計画を一本化し、「大分県ひとり親と困難な生活環境にある子どもの支援計画」を策定しました。 計画では、3歳児の虫歯のない者の割合やこども食堂の設置数など新たに18の項目を加え計24項目の指標・目標値を設定し、子どもの貧困対策、ひとり親家庭の生活の安定と向上に取り組んでいるところです。 なお、児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金等の経済的支援の拡充については、全国知事会を通じて国に要望しています。 (所管課：福祉保健企画課／こども・家庭支援課)

2022年度要望事項	回 答
(2) 子どもの貧困解決のため、「子ども食堂・無料塾」など市民の自主的な活動を支援する施策を政府に要請するとともに、県独自の施策を検討するよう要望します。 (3) 給付型奨学金や就学・学習支援制度の充実を政府に要請するとともに、県独自の施策を検討するよう要望します。 (4) 子ども、若者、高齢者、多世代で交流できる居場所づくりへの助成金の新設を望みます。また、空き家対策として居場所に使えるように検討することを要望します。 (5) 子育て支援の一環として、医療費助成制度の外来通院を中学生まで拡充するよう要望します。	(2) 現在、市町村や自治会関係者、子ども食堂の運営者等を構成員とした「おおいた子ども食堂ネットワーク連絡会」を県内13ブロックで開催し、関係機関との連携を図ることにより、子どもの貧困の早期発見、早期支援に取り組んでいるところです。 また、平成30年度からは、自主的に「子ども食堂」を新規開設又は機能強化を行うNPO法人や地域住民団体、ボランティア等に対し、市町村と連携して助成を行っています。加えて、新型コロナの影響により苦慮している運営費確保のため、今年9月から400万円を目標にクラウドファンディングを実施し子ども食堂に配分することとしています。 なお、子ども食堂の全国レベルでの食材供給の仕組みの構築など継続的な運営が可能となるための支援の充実については、全国知事会を通じて国に要望しています。 (所管課：こども・家庭支援課) (3) 県立高校の授業料については、「高等学校等就学支援金」により、年収約910万円未満の世帯を対象に無償化としています。 私立高校の授業料については、令和2年度から国の就学支援金制度の拡充により、年収約590万円未満世帯の授業料が実質無償化となっています。また、実質無償化とならない年収590万円以上910万円未満世帯の生徒については、県独自に生徒1人当たり月額1万円を上限とした減免制度を設け、支援の充実を図っています。 併せて、高校生等の授業料以外の教育費を負担軽減するため、返済不要の「高等学校等奨学給付金」の支給を行っており、令和3年度も給付額の増額により、制度の拡充を図ったところです。また、返済が必要な奨学金についても、令和2年度から修学旅行費等奨学金を創設し、支援の充実を図っています。 国に対しても、制度の拡充等について、全国知事会等を通じ要望していきます。 (所管課：私学振興・青少年課 教育財務課) (4) 子どもから高齢者まで、だれもがともに支え合い、人と人とのつながりを感じながら安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けて、令和2年度から、子ども食堂や高齢者サロンなどでの多世代交流活動の立ち上げや活動拠点の整備等に対して支援を行っています。 また、コロナ禍でも活動が継続できるよう、集合型から訪問型活動への転換やリモート方式の導入等、既存の団体が取り組む感染症対策への支援も行っているところです。 空き家の利活用推進については、国・県・市町村が連携して取り組んでいます。交流の場づくりへの支援としては、国が、空き家対策の実施主体である市町村に補助する「空き家対策総合支援事業」があります。県ではこれまで、同事業の補助要件である市町村の計画策定を支援したところ、平成30年度に全市町村で策定されました。これは全国で2番目となります。 また、交流の場づくりについて「地域活力づくり総合補助金」を活用した空き家の改修やイベントの開催などが可能です。空き家利用の具体的な案件がありましたら、お近くの県振興局にお問い合わせください。 (所管課：福祉保健企画課／おおいた創生推進課) (5) 県では、子ども医療費の助成を行う市町村に対して補助を行っており、保護者の負担額が大きい入院については中学生まで、通院については受診回数が多い未就学児までを対象に、所得制限を設けずに実施しています。また、市町村においては、16市町村が中学生までの通院医療費を助成し、さらにうち4市が高校生まで助成対象としています。昨年、大分市と別府市も、住民税非課税世帯を対象に通院医療費を中学生まで拡大しました。 子育て家庭の経済的負担の軽減については、子ども医療費の助成だけでなく、待機児童の解消や保育料の減免、おむつやミルクの購入にも使えるクーポンの配付など、市町村と連携して総合的に取り組んでいるところです。 子ども医療費の助成は、各自治体がそれぞれの実情に応じて実施していますが、本来は国の責任において全国一律の制度として運用されるべきものであり、全国知事会等を通じて要望しています。 (所管課：こども未来課)

定

款

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この生活協同組合連合会（以下「この会」という。）は、協同相互の精神に基づき、民主的運営によって、会員生活協同組合の育成、指導及び相互の連絡を図り、健全なる生活協同組合運動の進展を期し、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

（名 称）

第2条 この会は、大分県生活協同組合連合会という。

（事 業）

第3条 この会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の組織の強化及び指導並びに連絡調整に関する事業
- (2) 会員及び会員を組織する組合員の生活文化の改善向上を図る事業
- (3) 会員及び会員の役職員に対する組合事業についての知識の向上を図る事業
- (4) 会員の事業に必要な調査研究、出版及び情報を提供する事業
- (5) 各種協同組合及び関係団体との連絡調整
- (6) 県からの委託事業
- (7) 前各号の事業に附帯する事業

（区 域）

第4条 この会の区域は、大分県一円とする。

（事務所の所在地）

第5条 この会は、事務所を大分県大分市に置く。

第2章 会員及び出資金

（会員の資格）

第6条 この会の会員は、この会の区域内に主たる事務所を有する次の団体とする。

- (1) 生活協同組合
- (2) 他の法律により設立された協同組織体で、消費生活協同組合法第2条第1項各号に掲げる要件を備え、かつ、この会の事業を利用することを適当とこの会が認めたもの

（加入の申込み）

第7条 前条第1項に規定する者は、会員となろうとするときは、この会の定める加入申込書に引き受けようとする出資口数に相当する出資金額を添え、これをこの会に提出しなければならない。

2. この会は、前項の申込を拒んではならない。ただし、前項の申込みを拒むことにつき、理事会において正当な理由があると議決した場合は、この限りではない。
3. この会は、前条第1項に規定する者の加入について、現在の会員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付さないものとする。
4. 第1項の申込みをした者は、第2項ただし書の規定により、その申込みを拒まれた場合を除き、この会が第1項の申込みを受理したときに会員となる。
5. この会は、会員となった者について会員証を作成し、その会員に交付するものとする。

（加入承認の申請）

第8条 第6条第2項に規定する者は、会員となろうとするときは、引き受けようとする出資口数を明らかにして、この会の定める加入承認申請書をこの会に提出しなければならない。

2. この会は、理事会において前項の申請を承認したときは、その旨を同項の申請した者に通知するものとする。
3. 前項の通知を受けた者は、速やかに出資金の払込みをしなければならない。
4. 第1項の申請した者は、前項の規定により出資金の払込みをしたときに会員となる。
5. この会は、会員となった者について会員証を作成し、その会員に交付するものとする。

（届出の義務）

第9条 会員は、会員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの会に届け出なければならない。

（自由脱退）

第10条 会員が、事業年度の末日の90日前までにこの会に予告し、当該事業年度終りにおいて脱退することができる。

（法定脱退）

第11条 会員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 会員たる資格の喪失
- (2) 解散
- (3) 除名

(除 名)

第12条 この会は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決によって、除名することができる。

- (1) 1年間、この会の事業を利用しないとき。
 - (2) 出資の払込み（過怠金の納付、又は利用料の支払）を怠り、催促を受けてもその義務を履行しないとき。
 - (3) この会の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき。
2. 前項の場合において、この会は、総会の会日の5日前までに、除名しようとする会員にその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。
3. この会は、除名の議決があったときは、除名された会員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

(脱退会員の払戻し請求権)

第13条 脱退した会員は、次の各号に定めるところにより、その払込済出資額の払戻しをこの会に請求することができる。

- (1) 第10条の規定による脱退又は第11条第1号若しくは第2号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額に相当する額
 - (2) 第11条第3号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額の2分の1に相当する額
2. この会は、脱退した会員が、この会に対する債務を完済するまでは、前項の規定による払戻しを停止することができる。
3. この会は、事業年度の終わりに当たり、この会の財産をもってその債務を完済するに足りないときは、第1項の払戻しを行わない。

(出 資)

第14条 会員は、出資1口以上を有しなければならない。

2. 1会員の有することのできる出資口数の限度は、会員の総出資口数の2分の1とする。
3. 会員は、出資金額の払込について、相殺をもってこの会に対抗することができない。
4. 会員の責任は、その出資金額を限度とする。

(出資1口の金額及びその払込み方法)

第15条 出資1口の金額は、1,000円とし、全額を一時払いとする。

(過怠金)

第16条 この会は、会員が出資の払込みを怠ったときは、その会員に対して、払込みを怠った出資金額の1000分の1に相当する額に、払込み期日の翌日から払込みの完了する日の前日までの日数を乗じて得た額に相当する額の過怠金を課することができる。

2. この会は、会員が出資の払込みを怠ったことにつき、理事会においてやむを得ない事情があると認めるときは、その会員に対する過怠金の全部又は一部を免除することができる。

（出資口数の増加）

第17条 会員は、この会の定める方法により、その出資口数を増加することができる。

（出資口数の減少）

第18条 会員は、やむをえない理由があるときは、事業年度の末日の90日前までに減少しようとする出資口数をこの会に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。

2. 会員は、その出資口数が第14条第2項に規定する限度を越えたときは、その限度以下に達するまでその出資口数を減少しなければならない。
3. 出資口数を減少した会員は、減少した出資口数に応ずる払込済出資額の払戻しをこの会に請求することができる。
4. 第13条第3項の規定は、出資口数を減少する場合について準用する。

（会 費）

第19条 会員は、この会の事業に必要な経費に充てるため、別に定める規定による会費を負担しなければならない。

第3章 役 職 員

（役 員）

第20条 この会に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上15人以内
- (2) 監事 2人

（役員を選任）

第21条 役員は、役員選任規約の定めるところにより、総会において選任する。

2. 理事は、会員たる法人の役員でなければならない。ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の3分の1以内のものを、会員の役員以外の者のうちから選任することができる。
3. 理事は、監事を選任に関する議案を総会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

（役員の補充）

第22条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、役員選任規約の定めるところにより、3箇月以内に補充しなければならない。

（役員の任期）

第23条 理事の任期は、2年、監事の任期は、2年とし、前任者の任期満了のときから起算する。ただし、再選は妨げない。

2. 補充役員の任期は、前項規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
3. 役員の任期は、その満了のときがそのときの属する事業年度の通常総会の終了のときと異なるときは、第1項の規定にかかわらず、その総会の終了のときまでとする。
4. 役員の任期の満了又は辞任によって退任した場合において、役員の数とその定数を欠くに至ったときは、その役員は、後任者が就任するまでの間は、なお役員としての権利義務を有するものとする。

（役員の兼職禁止）

第24条 監事は、つぎの者と兼ねてはならない。

- (1) この会の理事又は使用人
- (2) この会の子会社等（子会社、子法人等及び関連法人等）の取締役又は使用人

（役員の責任）

第25条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び規約並びに総会の決議を遵守し、この会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2. 役員は、その任務を怠ったときは、この会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
3. 前項の任務を怠ってされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。
4. 第2項の責任は、総会員の同意がなければ、免除することができない。
5. 前項の規定にかかわらず、第2項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として、総会の決議によって免除することができる。
6. 前項の場合には、理事は、同項の総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。
 - (1) 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額
 - (2) 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠
 - (3) 責任を免除すべき理由及び免除額
7. 理事は、第2項の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を総会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

8. 第5項の決議があった場合において、この会が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金等を与えるときは、総会の承認を受けなければならない。
9. 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
10. 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める行為をしたときは、前項と同様の取扱いとする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではない。
 - (1) 理事 次に掲げる行為
 - イ 法第31条の9第1項及び第2項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
 - ロ 虚偽の登記
 - ハ 虚偽の公告
 - (2) 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
11. 役員がこの会又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(理事の自己契約等)

- 第26条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
- (1) 理事が自己又は第三者のためにこの会と取引をしようとするとき。
 - (2) この会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
 - (3) 理事が自己又は第三者のためにこの会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
2. 第1項各号の取引を行った理事は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員解任)

- 第27条 代議員は、総代議員の5分の1以上の連署をもって、役員解任を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その職を失う。
2. 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面をこの会に提出してしなければならない。
 3. 会長理事は、前項の規定による書面の提出があったときは、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日の10日前までにその役員にその書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。
 4. 第1項の請求があった場合は、理事会は、その請求があった日から20日以内に臨

時総会を招集すべきことを決しなければならない。なお、理事の職務を行う者がいないとき又理事が正当な理由がないのに総会の招集の手続きをしなかったときは、監事は、総会を招集しなければならない。

（役員の報酬）

第28条 理事及び監事に対する報酬は、総会の議決をもって定める。この場合において、総会に提出する議案は、理事に対する報酬と監事に対する報酬を区分して表示しなければならない。

2. 監事は、総会において、監事の報酬について意見を述べることができる。
3. 第1項の報酬の算定方法については、規則をもって定める。

（代表理事）

第29条 理事会は、理事の中からこの会を代表する理事（以下「代表理事」という。）を選定しなければならない。

2. 代表理事は、会の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
3. この会は、代表理事を会長理事とする。

（会長理事及び専務理事）

第30条 理事は、会長理事1人及び専務理事1人を理事会において互選する。

2. 会長理事は、理事会の決定に従ってこの会の業務を統括する。
3. 専務理事は、会長理事を補佐してこの会の業務を執行し、会長理事に事故があるときは、その職務を代行する。
4. 理事は、会長理事及び専務理事に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。

（理事会）

第31条 理事会は、理事をもって組織する。

2. 理事会は、この会の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。
3. 理事会は、会長理事が招集する。
4. 会長理事以外の理事は、会長理事に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
5. 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求した理事は、理事会を招集することができる。
6. 理事は、3月に1回以上業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
7. その他理事会の運営に関して必要な事項は、規則で定める。

（理事会招集手続）

第32条 理事会の招集は、その理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知を発してしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

2. 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。

（理事会の議決事項）

第33条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) この会の財産及び業務の執行に関する重要な事項
- (2) 総会の招集及び総会に付議すべき事項
- (3) この会の財産及び業務の執行のための手続きその他この会の財産及び業務の執行について必要な事項を定める規則の設定、変更及び廃止
- (4) 取引金融機関の決定
- (5) 前各号のほか、理事会において必要と認めた事項

（理事会の議決方法）

第34条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
3. 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときは除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
4. 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

（理事会の議事録）

第35条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2. 前項の議事録を電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名をしなければならない。

（定款等の備置）

第36条 この会は、法令に基づき、以下に掲げる書類を主たる事務所に備え置かなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 規約
 - (3) 理事会の議事録
 - (4) 総会の議事録
 - (5) 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案（以下「決算関係書類」という。）及び事業報告書並びにこれらの附属証明書（監査報告を含む。）
2. この会は、法令に定める事項を記載した会員名簿を作成し、主たる事務所に備え置かなければならない。
 3. この会は、会員又は会員の債権者（理事会の議事録については、裁判所の許可を得た会員の債権者）から、法令に基づき、業務取扱時間内において当該書面の閲覧又は謄写の請求等があったときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（監事の職務及び権限）

- 第37条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、法令の定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業に関する報告を求め、又はこの会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 3. 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この会の子会社に対して事業の報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 4. 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。
 5. 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
 6. 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
 7. 監事は、前項の場合において、必要があると認めたときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。
 8. 第30条第5項の規定は、前項の請求をした監事についてこれを準用する。
 9. 監事は、総会において、監事の解任又は辞任（選任若しくは解任又は辞任）について意見を述べることができる。
 10. 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
 11. 会長理事は、前項の者に対し、同項の総会を招集する旨並びに総会の日時及び場所を通知しなければならない。
 12. 監事についての規則の設定、変更及び廃止は監事が行い、総会の承認を受けるものとする。

（理事の報告義務）

第38条 理事は、この会に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない。

（監事による理事の行為の差止め）

第39条 監事は、理事がこの会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又これらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの会に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2. 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命じるときは、担保を立てさせないものとする。

（監事の代表権）

第40条 第29条第2項の規定にかかわらず、次の場合には、監事がこの会を代表する。

- (1) この会が、理事又は理事であった者（以下、「この条において理事等」という。）に対し、また、理事等が会に対して訴えを提起する場合
- (2) この会が、6箇月前から引き続き加入する会員から、理事等の責任を追及する訴えの提起の請求を受ける場合
- (3) この会が、6箇月前から引き続き加入する会員から、理事等の責任を追及する訴えに係る訴訟告知を受ける場合
- (4) この会が、裁判所から、6箇月前から引き続き加入する会員による理事等の責任を追及する訴えについて、和解の内容の通知及び異議の催告を受ける場合

（会員による理事の不正行為等の差止め）

第41条 6箇月前から引き続き加入する会員は、理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの会に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（会員の調査請求）

第42条 会員は、会員の5分の1以上の同意を得て、監事に対し、この会の業務及び財産の状況の調査を請求することができる。

2. 監事は、前項の請求があったときは、必要な調査を行なわなければならない。

（顧問）

第43条 この会に、顧問を置くことができる。

2. 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会において選任する。
3. 顧問は、この会の業務の執行に関し、会長理事の諮問に応じるものとする。

(職 員)

第44条 この会の職員は、会長理事が任免する。

2. 職員の定数、服務、給与その他職員に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 総 会

(総会の設置)

第45条 この会に、この会の最高の意思決定機関として総会を設ける。

2. 総会は、会員を代表する代議員によって構成する。

(代議員の定数)

第46条 代議員の定数は、会員規則の定めるところにより、理事会において定める。

(代議員の選出)

第47条 代議員の選出は、会員規則の定めるところにより、会員の内から選出する。

(代議員の補充)

第48条 代議員が欠けた場合におけるその補充については、会員規則の定めるところによる。

(代議員の職務執行)

第49条 代議員は、会員の代表として、会員の意思を踏まえ、誠実にその職務を行わなければならない。

(代議員の任期)

第50条 代議員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

(代議員名簿)

第51条 理事は、代議員の氏名及びその選挙区を記載した代議員名簿を作成し、会員に周知しなければならない。

(通常総会の招集)

第52条 通常総会は、毎事業年度終了の日から3箇月以内に招集しなければならない。

(臨時総会の招集)

第53条 臨時総会は、必要があるときは、いつでも理事会の議決を経て、招集できる。ただし、代議員がその5分の1以上の同意を得て、会議の目的とする事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求の

あった日から20日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

（総会の招集者）

第54条 総会は、理事会の議決を経て、会長理事が招集する。

2. 会長理事及びその職務を代行する理事がいないとき、又は前条第2項の請求があった場合において、理事が正当な理由がないのに総会招集の手続きをしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

（総会の招集手続）

第55条 総会の招集者が総会を招集する場合には、総会の日時及び場所その他の法令で定める事項を定めなければならない。

2. 前項の事項の決定は、次項の定める場合を除き、理事会の決議によらなければならない。
3. 前条第2項の規定により監事が総会を招集する場合には、第1項の事項の決定は、監事の全員の合議により決定しなければならない。
4. 総会を招集するには、総会の招集者は、その総会の会日の10日前までに、会員に対して第1項を記載した書面をもってその通知を発しなければならない。
5. 通常総会の招集の通知に際しては、法令で定めるところにより、会員に対し、理事会の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書（監査報告を含む。）を提供しなければならない。

（総会提出議案及び書類の調査）

第56条 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

（総会の会日の延期又は続行の議決）

第57条 総会の会日は、総会の議決により、延期し、又は継続することができる。この場合においては、第55条の規定は適用しない。

（総会の議決事項）

第58条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 規約の設定、変更及び廃止
- (3) 解散及び合併
- (4) 毎事業年度の予算及び事業計画の設定及び変更

- (5) 出資1口の金額の減少
 - (6) 事業報告書及び決算関係書類
 - (7) 他の団体への加入又は脱退
2. この会は、第3条各号に掲げる事業を行うため、必要と認められる他の団体への加入又は脱退であって、多額の出資若しくは加入金又は会費を要しないものであっては、前項の規定にかかわらず、総会の議決によりその範囲を定め、理事会の議決事項とすることができる。
3. 総会においては、第55条第4項の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決をするものとする。ただし、この定款により総会の議決事項とされているものを除く事項であって軽微かつ緊急を要するものについては、この限りではない。
4. 規約の変更のうち、以下の事項については、第1項の規定にかかわらず、総会の議決を経ることを要しないものとすることができる。この場合においては、総会の議決を経ることを要しない事項の変更の内容の会員に対する通知、公告その他の周知の方法は第79条及び第80条による。
- (1) 関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る）に伴う規定の整理

（総会の成立要件）

- 第59条 総会は、会員を代表する代議員の半数が出席しなければ、議事を開き、議決することはできない。
2. 前項に規定する数の代議員の出席がないときには、理事会は、その総会の会日から20日以内にさらに総会を招集することを決しなければならない。この場合には、前項の規定は適用しない。

（役員の説明義務）

- 第60条 役員は、総会において、代議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。
- (1) 代議員が説明を求めた事項が総会の目的である事項に関しないものである場合
 - (2) その説明をすることにより会員の共同の利益を著しく害する場合
 - (3) 代議員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合。ただし、当該代議員が総会の日より相当の期間前に当該事項をこの会に対して通知した場合又は当該事項について説明するために必要な調査が著しく容易である場合はこの限りでない
 - (4) 代議員が説明を求めた事項について説明をすることによりこの会その他の者（当該代議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合
 - (5) 代議員が当該総会において実質的に同一の事項について繰り返し説明を求め

る場合

- (6) 前各号に掲げる場合のほか、代議員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(議決権及び選挙権)

第61条 代議員は、その出資口数の多少にかかわらず、各1個の議決権及び選挙権を有する。

(総会の議決方法)

第62条 総会の議事は、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 総会の議長は、総会において、出席した代議員のうちから、その都度選任する。
3. 議長は、代議員として総会の議決に加わる権利を有しない。
4. 総会において議決をする場合には、議長は、その議決に関して出席した代議員の数に算入しない。

(総会の特別決議方法)

第63条 次の事項は、代議員の半数以上が出席し、その3分の2以上の多数で決しなければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業の全部の譲渡
- (5) 第25条第5項に規定する役員の責任の免除

(議決権の書面又は代理人による行使)

第64条 代議員は、第55条第4項の規定により、あらかじめ通知があった事項について、書面又は代理人をもって議決権を行うことができる。ただし、代議員でなければ代理人となることはできない。

2. 前項の規定により、議決権を行う者は、出席者とみなす。
3. 第1項の規定により書面をもって議決権を行う者は、第55条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、その賛否を書面に明示して、第67条及び第21条第1項の規定による規約の定めるところにより、この会に提出しなければならない。
4. 代理人は、3人以上の代議員を代理することができない。
5. 代理人は、代理権を証する書面をこの会に提出しなければならない。

(総会の議事録)

第65条 総会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び総会において選任した代議員2名がこれに署名又は記名押印するものとする。

(解散又は合併の議決)

第66条 総会においてこの会の解散又は合併の議決があったときは、理事は、当該議決の日から10日以内に、会員に当該議決の内容を通知しなければならない。

2. 前項の議決があった場合において、会員が総会員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から3週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならない。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総会の議決の日から1月以内にしなければならない。

3. 前項の請求の日から2週間以内に代表理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会の招集しなければならない。

4. 前2項の総会において第1項の通知に係る事項を承認しなかった場合には、当該事項についての総会の議決は、その効力を失う。

(総会の運営規約)

第67条 この定款に定めるもののほか、総会の運営に関し必要な事項は、総会運営規約で定める。

第5章 事業の執行

(事業の利用)

第68条 この会は、会員が第3条各号の事業を利用することについて、規約又は規則で、あらかじめその方法について定めることができる。

第6章 会 計

(事業年度)

第69条 この会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(財務処理)

第70条 この会は、法令及びこの会の経理に関する規則の定めるところにより、この会の財産の処理を行い、決算関係書類及びその附属明細書を作成するものとする。

(収支の明示)

第71条 この会は、この会が行う事業の種類ごとに収支を明らかにするものとする。

（法定準備金）

第72条 この会は、出資総額の2分1に相当する額に達するまで、毎事業年度の剰余金の10分の1に相当する額以上の金額を法定準備金として積み立てるものとする。ただし、この場合において繰越欠損金があるときには、積み立てるべき準備金の額の計算は、当該事業年度の剰余金からその欠損金のてん補に充てるべき金額を控除した額について行うものとする。

2. 前項の規定による法定準備金は、欠損金のてん補に充てる場合を除き、取り崩すことはできない。

（教育事業等繰越金）

第73条 この会は、毎事業年度の剰余金の20分の1に相当する額以上の金額を教育事業等繰越金として翌事業年度に繰り越し、繰り越された事業年度の第3条第3号に定める事業の費用に充てるために支出するものとする。なお、全部又は一部を会員の相互の協力の下に地域において行う福祉の向上に資する活動を助成する事業に充てることができる。

2. 前条第1項ただし書きの規定は、前項の規定による繰越金の額の計算について準用する。

（剰余金の処分）

第74条 この会は、剰余金について、第72条及び第73条に規定する法定準備金、教育事業等繰越金として繰り越す金額を控除した後になお残余があるときは、その残余を任意に積み立て又は翌事業年度に繰り越すものとする。

（欠損金のてん補）

第75条 この会は、欠損金が生じたときは、繰越剰余金、前条の規定により積み立てた積立金、法定準備金の順に取り崩してそのてん補に充るものとする。

（会員に対する情報開示）

第76条 この会は、この会が定める規則により会員に対して事業及び財務の状況に関する情報を開示するものとする。

第7章 解 散

（解 散）

第77条 この会は、総会の議決による場合のほか、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる事業成功の不能
- (2) 合併
- (3) 破産手続開始の決定

〈4〉 行政庁の解散命令

2. この会は前項の事由によるほか、会員が2未満になったときは、解散する。
3. 会長理事は、この会が解散（破産による場合を除く。）したときは、遅滞なく会員に対してその旨を通知し、かつ、公告しなければならない。

（残余財産の処分）

第78条 この会が解散（合併又は破産による場合を除く。）した場合の残余財産（解散のときにおけるこの会の財産から、その債務を完済した後における残余の財産をいう。）は、払込済出資額に応じて会員に配分する。ただし、残余財産の処分につき、総会において別段の議決をしたときは、その議決によるものとする。

第8章 雑 則

（公告の方法）

第79条 この会の公告は、以下の各方法で行う。

- (1) この会の事務所の店頭に掲示する方法
 - (2) 電子公告による方法
2. 法令により官報に掲載する方法によることが定められている事項に係る公告については、官報に掲載するほか、前項に規定する方法により行う。
3. 前2項において、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、大分合同新聞への記載をもってこれに代える。

（会員に対する通知及び催促）

第80条 この会が、会員に対しする通知及び催告は、会員名簿に記載し、又は記録した会員の主たる事務所に、その会員が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先をこの会に通知したときは、その場所又は連絡先にあてて行う。

2. この会は、前項の規定により通知及び催告を行った場合において、通常会員に到達すべきときに会員に到達したものとみなす。

（実施規則）

第81条 この定款及び規約に定めるもののほか、この会の財産及び業務の執行のための手続、その他この会の財産及び業務の執行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この定款は、昭和31年4月6日から施行する。

昭和62年6月17日より施行する。（一部改正）

1992年5月29日より施行する。（一部改正）

1997年5月30日より施行する。(一部改正)
2001年6月27日より施行する。(全面改正)
2008年7月28日より施行する。(全面改正)
2012年7月27日より施行する。(一部改正)
2021年6月29日より施行する。(一部改正)